

論点に関する裁判例

- 1 「労働時間」を争点とした裁判例
- 2 「不規則な勤務」を争点とした裁判例
- 3 「拘束時間の長い勤務」を争点とした裁判例
- 4 「出張の多い業務」を争点とした裁判例
- 5 「交替制勤務・深夜勤務」を争点とした裁判例
- 6 「作業環境」を争点とした裁判例
- 7 「精神的緊張を伴う業務」を争点とした裁判例
- 8 「身体的負荷」を争点とした裁判例
- 9 「その他」を争点とした裁判例

※ 平成14年以降（改正後の認定基準で判断されているもの）の高裁判決のうち、
地裁で国が敗訴したもの又は高裁で国が敗訴したものであって、争点に対応した裁判例

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所的事实認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外	
A1	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時53歳 男性 ・疾病 急性虚血性心疾患の疑い（平成7年10月12日死亡） ・職種 携帯電話の中継基地の機器のメンテナンス等 ・経過 福岡地裁 国敗訴●（平成15年9月10日） 福岡高裁 国勝訴○（平成18年4月7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥満傾向 ・中性脂肪：標準値超え ・γ-GTP：高値 ・喫煙 1日10本～20本（喫煙歴30年間） ・飲酒 1日、1合～2合の焼酎 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 51時間30分 発症前2か月 36時間30分 発症前3か月 12時間30分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 		<ul style="list-style-type: none"> ・発症前3か月間の被災者の労働の内容、態様、状況等を勘案するも、被災者が、<u>著しい疲労をもたらす特に過重な業務に従事していたと認めることは困難である。</u> ・被災者の死因は、飲酒に伴う凍死である可能性が極めて高いと推測される。 ・被災者が心筋機能障害を発症して死亡したことは、「その他業務に起因することの明らかな疾病」に基づくものであるとは認められない。 			○	51時間30分（1か月）	
A3	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時29歳 女性 ・疾病 脳出血（平成11年3月22日発症） ・職種 婦人服の縫製業務 ・経過 大阪地裁 国敗訴●（平成20年5月19日） 大阪高裁 国勝訴○（平成21年5月21日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧 ・糖尿病 ・肥満 ・脳動脈硬化 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1週間 17時間02分 発症前1か月 69時間58分 発症前2か月 78時間43分 発症前3か月 32時間36分 発症前4か月 80時間50分 発症前5か月 65時間43分 発症前6か月 63時間34分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 	睡眠時間：5時間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の高血圧性脳出血は、医学経験則上、高血圧疾患の進行・増悪の自然経過としての血管破綻と推認しても不合理な要素は存在しない。 ・被災者の場合、<u>時間外労働が恒常化していたが、発症前6か月間の労働時間、就業態様等を考慮しても、それによる肉体的、精神的負荷が、被災者の血管病変を自然経過を超えて有意に増悪させた因子となつたとはいえない。</u> ・被災者の場合は、個体側の脳出血の危険因子のほか、家族労働に従事することにより長期間睡眠時間が限定されてきたことが本件疾病発症の原因となつた可能性があることは否定できないが、業務の過重性を、労働関係外の事情まで加味して相対評価することは、労働関係に内在する危険が現実化して労働者に疾病等を生じさせた場合に損害を補填するという労災保険制度の趣旨に沿わない。 ・本件疾病発症が業務に起因するとはいえない。 			○	71時間21分（2か月平均）	
A4	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時50歳 男性 ・疾病 心原性脳梗塞（平成11年9月3日発症） ・職種 中古車販売店長 ・経過 東京地裁 国敗訴●（平成21年8月26日） 東京高裁 国勝訴○（平成22年10月7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症 ・高尿酸血症 ・アルコール性肝障害 ・心房細動（平成10年2月） ・脳梗塞の疑い（平成11年6月16日） ・心房細動（平成11年9月8日） ・脳梗塞を再発症（平成14年8月2日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 40時間06分 発症前2か月 78時間15分 発症前3か月 82時間46分 発症前4か月 78時間39分 発症前5か月 49時間30分 発症前6か月 94時間55分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は、平成10年2月に心房細動と診断されていること、本件発症直後の平成11年9月8日にも心房細動が発症していること、さらに業務による負担が全く考えられない平成14年8月2日にも脳梗塞を再発していることに照らすと、高血圧というリスクファクターを有していた被災者は、平成10年2月に心房細動を発症して以降、心房細動が発症しやすい基質が形成され、本件発症時点では心房細動の発症、再発を繰り返しやすい基質が形成されていたものと推認するのが相当である。 ・被災者は、心房細動を発症しやすい基質が形成され、血栓が形成されやすいという要因を有していたところ、<u>本件発症前1か月間の被災者の時間外労働時間は、本件認定基準を大幅に下回り、また、本件発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間も、本件認定基準の1か月当たり平均時間外労働時間を相当程度下回るものであり、他方、被災者が指摘するノルマの達成、異動の頻度及び職員の問題等による精神的、肉体的負担もそれ程大きかったとはいえず、業務の過重性を肯定するのは困難である。</u> ・本件疾病は労災保険法所定の業務上の疾病には当たらない。 			○	40時間06分（1か月平均） 70時間41分（6か月平均）	

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																																			
B2	<p>・発症時46歳 男性</p> <p>・疾病 脳内出血 (平成3年4月27日発症)</p> <p>・職種 ホテル勤務</p> <p>・経過 甲府地裁 国勝訴● (平成14年 2月12日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成15年 3月17日)</p>	<p>・腎性高血圧症</p> <p>・腎不全</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>115時間29分</td> <td rowspan="2">108時間24分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>101時間19分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>70時間17分</td> <td rowspan="3">80時間25分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>66時間35分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>86時間16分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>42時間35分</td> <td></td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	115時間29分	108時間24分	発症前2か月	101時間19分	発症前3か月	70時間17分	80時間25分	発症前4か月	66時間35分	発症前5か月	86時間16分	発症前6か月	42時間35分		<p>・精神的緊張を伴う業務</p> <p>発症当日、上司から、当日には本件ホテルの従業員の結婚式があり、販売課の従業員が自分以外すべてその結婚式に招待されているので、2人で仕事をすると言われたこと、そのような状況の中で、（発症直前）上司から、「この調子でいけば、売上目標を達成できる、これで初七日が入れば達成できる」と言われ、この言葉を初七日に営業を集中するようにとの指示であると思い込み、家族が死亡したばかりの家にセールスに出向かなければならないものと考え、そのような営業は従来経験したことがなかったのみならず全くの予想外の言葉であったため、大変な精神的なショックを受けたことが認められる。</p>	<p>・被災者の業務内容は、消極的・定型的なものだけではなく、積極的・非定型的な外交営業活動によって契約を獲得することを主眼していた。営業活動は、売り上げ目標の達成にとって重要な役割を有していたことが認められ、そして、外交営業活動のため主に自転車を利用しては、被災者にとって、肉体的に相当の疲労を伴うものであった。</p> <p>・被災者の業務の性質、本件ホテルにおける地位・役割、原告の勤務状況、生活状況に照らすと、慢性腎不全及び腎性高血圧症を有する被災者のように、基礎疾患等を有しつつも通常の軽作業に従事することが可能な労働者にとって、相当な疲労を伴う日常業務が、それに随伴する長時間にわたる時間外の労働や付き合いの飲食等と相まって、被災者に対し、<u>長期間にわたり継続して過重な肉体的・精神的負荷を及ぼし</u>、直前の上司との会話によって受けた精神的負荷を契機として、原告の血管病変を、その自然経過を超えて増悪させ、本件疾病の発症に至ったものと認めるのが相当である。</p>			○	115時間 29分 (1か月)	精神的緊張																																	
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																											
発症前1か月	115時間29分	108時間24分																																																											
発症前2か月	101時間19分																																																												
発症前3か月	70時間17分	80時間25分																																																											
発症前4か月	66時間35分																																																												
発症前5か月	86時間16分																																																												
発症前6か月	42時間35分																																																												
B6	<p>・死亡時54歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (平成2年3月16日発症)</p> <p>・職種 梱包作業員</p> <p>・経過 京都地裁 国勝訴○ (平成14年10月24日)</p> <p>大阪高裁 国敗訴● (平成18年 4月28日)</p>	<p>・不安定狭心症</p>	<p>●発症前8か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>56時間30分</td> <td rowspan="2">56時間30分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>57時間00分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>15時間00分</td> <td rowspan="3">56時間30分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>30時間45分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>53時間45分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>65時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>36時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>47時間30分</td> <td></td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	56時間30分	56時間30分	発症前2か月	57時間00分	発症前3か月	15時間00分	56時間30分	発症前4か月	30時間45分	発症前5か月	53時間45分	発症前6か月	65時間00分		発症前7か月	36時間30分		発症前8か月	47時間30分		<p>・交替制勤務・深夜勤務 勤務状況（回数）</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>昼勤</th> <th>夜勤</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※昼勤 午前8時～午後8時 夜勤 午後8時～午前8時 所定外勤務を含む。 3月5日から3日間の昼勤の12時間勤務を行い、翌日から夜勤を2日連続し、夜勤明けと休日を経て、同月12日から2日連続して夜勤を行った。</p> <p>・身体的負荷</p> <p>企業組織の再編成で50歳になってから深夜交替制の肉体労働（包装業務）に従事。本件業務の作業強度は、動的な筋労作（等張性筋収縮）の要素と静的な筋労作（等尺性筋収縮）の要素が組み合わさった中程度のもの、肉体的にも相当疲労度の高い負荷をもたらす</p>		昼勤	夜勤	発症前1か月	12	8	発症前2か月	12	8	発症前3か月	6	5	発症前4か月	11	8	発症前5か月	12	8	発症前6か月	12	10	発症前7か月	11	7	発症前8か月	8	10	<p>・被災者の死亡1か月前及び2か月前の時間外労働時間をみると、それぞれ、56.5時間及び57時間となっており、被災者は死亡直前の時期において恒常的に長時間労働に従事しており、また、死亡6か月前から死亡するまでの間も、<u>年末年始の時期を除けば、恒常的に長時間労働に従事していた</u></p> <p>・夜勤の生体への影響を合わせ考えると、被災者は長年深夜交替勤務を含む本件業務に従事することにより平成2年1月当時には専門検討会報告書にいうところの「疲労の蓄積」状態ないしこれに近い状態にあったものとみられ、このような、本件業務を長期間継続したことによる負荷要因が不安定狭心症の発症にも何らかの関与をしたものと考えられるのが相当である。</p> <p>・本件の場合、被災者の年齢との対比でみた場合の本件業務の作業強度は軽作業の範疇に属するようなものではなく、しかも、被災者は、<u>1日12時間拘束という長時間労働に服していた上、深夜交替勤務という生体リズムと生活リズムの位相のずれが大きい労働への従事を求められていた</u></p> <p>・上記負荷の蓄積により本件事故前日の年休のみでは疲労の回復ないし解消が得られていないにもかかわらず、本件事故当日休暇取得の申出をしにくい状況の下で本件業務に従事したことによって更に負荷の暴露を受けざるを得なかったことにより、長期間にわたって本件業務に従事したことによる負荷の暴露と相俟って、勤務態様及び労働密度を含めたところの、本件業務に内在する一般的危険性が顕現化し、血管病変が自然的経過を超えて急激に著しく増悪し急性心筋梗塞の発症を早めるのに大きく寄与したと推認するのが相当である。</p>		○	○	56時間 30分 (1か月)	交替・深夜 身体的負荷
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																											
発症前1か月	56時間30分	56時間30分																																																											
発症前2か月	57時間00分																																																												
発症前3か月	15時間00分	56時間30分																																																											
発症前4か月	30時間45分																																																												
発症前5か月	53時間45分																																																												
発症前6か月	65時間00分																																																												
発症前7か月	36時間30分																																																												
発症前8か月	47時間30分																																																												
	昼勤	夜勤																																																											
発症前1か月	12	8																																																											
発症前2か月	12	8																																																											
発症前3か月	6	5																																																											
発症前4か月	11	8																																																											
発症前5か月	12	8																																																											
発症前6か月	12	10																																																											
発症前7か月	11	7																																																											
発症前8か月	8	10																																																											

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																												
B8	<p>・発症時49歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日11ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>労働時間数</th> <th>乗務時間数</th> <th>深夜労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>8時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・ 時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務</p> <p>・拘束時間の長い勤務</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境、深夜勤務</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の變形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。</p> <p>・被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間（就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字）を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同僚と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の面からみてこのように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。</p> <p>・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係は明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。</p> <p>・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>				乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																			
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																			
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																			
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分																																			
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																			
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																			
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																			
B10	<p>・死亡時56歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成12年7月19日発症)</p> <p>・職種 事務職（営業課長）</p> <p>・経過 札幌地裁 国敗訴● (平成18年2月28日)</p> <p>札幌高裁 国敗訴● (平成20年2月28日)</p>	<p>・排尿時失神</p> <p>・脳動脈瘤</p> <p>・飲酒 (週2～3回、ビール 350ml 1本程度)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>17時間40分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>21時間10分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>56時間50分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>39時間50分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>50時間25分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>24時間40分</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 持ち帰り残業を行っていたというべきであるが、残業時間を推認する資料はない（このため、上記時間には含まれていない。）。</p>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	17時間40分		発症前2か月	21時間10分		発症前3か月	56時間50分		発症前4か月	39時間50分		発症前5か月	50時間25分		発症前6か月	24時間40分		<p>・精神的な緊張を伴う業務 営業課長としての通常業務に加え、全く経験したことがなかった本件システム統合に向けた作業が開始、続行される途中での営業課長への配置換えであり、従来とは全く異なるシステムに変わりを考慮すると、営業課長の果たすべき役割は大きかったということができ、本件システム統合日程に至るまでの間、精神的にも強い緊張状態にあった。また、勤務していた支店が第1次の統廃合の対象支店となったことによる精神的緊張状態も強かった</p>	<p>・システム統合日までの4か月間では、業務と発症との関連性が徐々に評価される1か月おむね45時間を超える時間外労働をしていたことが推認できる。</p> <p>・被災者は、営業課長としての通常業務に加え、全く経験したことがなかった本件システム統合に向けた作業が開始、続行される途中での営業課長への配置換えであり、従来とは全く異なるシステムに変わりを考慮すると、営業課長の果たすべき役割は大きかったということができ、本件システム統合日程に至るまでの間は、被災者は精神的にも強い緊張状態にあったものと推認できる。</p> <p>また、被災者の勤務していた支店が第1次の統廃合の対象支店となり、そのことによる精神的緊張状態も強かったものと推認できる。このような勤務の継続が、被災者にとっての精神的、身体的にかなりの負担となり、慢性的な疲労をもたらしたことは否定しがたいところである。</p> <p>・他に確たる増悪要因を見出せない本件においては、被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて脳動脈瘤の増悪を促進させたということができ、被災者が本件疾病を発症するに至ったのは、被災者がA銀行における本件システム統合の過程で支店の営業課長としての業務に従事したことにより、業務に内在する危険が現実化したことによるものと認められる。</p>				最大 56時間 50分 (3か月前)	精神的緊張							
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																				
発症前1か月	17時間40分																																					
発症前2か月	21時間10分																																					
発症前3か月	56時間50分																																					
発症前4か月	39時間50分																																					
発症前5か月	50時間25分																																					
発症前6か月	24時間40分																																					

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																						
B11	<p>・死亡時43歳 男性</p> <p>・疾病 急性動脈閉塞 (平成7年11月18日発症) ※認定基準の対象疾病ではない</p> <p>・職種 事務職員（技術本部長）</p> <p>・経過 東京地裁 国敗訴● (平成19年1月22日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成20年2月28日)</p>	<p>・高血圧 (過去に薬を服用)</p> <p>・胃潰瘍 (過去に入院歴有り)</p> <p>・喫煙 (20年以上、1日30本)</p> <p>・飲酒 (毎日ビール1本又はウイスキー1杯)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>129時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>118時間30分</td> <td>124時間00分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>133時間30分</td> <td>127時間10分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>137時間30分</td> <td>129時間45分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>132時間00分</td> <td>130時間12分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>137時間30分</td> <td>131時間25分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以上により、被災者が入社した平成6年7月ころから死亡する平成7年11月までの約1年4か月にわたり、ほぼ同様の時間外労働を行っていたものと認められることができる。</p>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	129時間30分		発症前2か月	118時間30分	124時間00分	発症前3か月	133時間30分	127時間10分	発症前4か月	137時間30分	129時間45分	発症前5か月	132時間00分	130時間12分	発症前6か月	137時間30分	131時間25分		<p>・業務による明らかな過重負荷は、虚血性心疾患のみならず同じく血管病変である大動脈の粥状硬化をも著しく増悪させ、血栓を生じさせるものと認められるのが相当である。そして、このように虚血性心疾患の発症に影響を及ぼす業務による負荷のほか、長期間にわたる疲労の蓄積も考慮すべきであると考えられているところ、このことは大動脈の粥状硬化の著しい増悪についても同様には当てはめると認められる。</p> <p>・被災者に左総腸骨動脈と下腸間膜動脈という2か所の離れた位置にある動脈を同時に閉塞させた原因として、不整脈等の虚血性心疾患又は大動脈の粥状硬化の増悪による塞栓症以外の原因をうかがうことができない本件においては、被災者は、<u>長期間の長時間労働（1年4か月にわたる1か月平均130時間前後の時間外労働）による疲労の蓄積により血管病変等がその自然的経過を超えて著しく増悪し、不整脈等の虚血性心疾患を発生したことにより心臓由来の塞栓子を生じ、又は大動脈の粥状硬化の増悪により血栓が生じ、これが左総腸骨動脈及び下腸間膜動脈を閉塞し、本件疾病を発生したものと認められるのが相当である。</u></p>				○	131時間 25分 (6か月平均)	
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																														
発症前1か月	129時間30分																															
発症前2か月	118時間30分	124時間00分																														
発症前3か月	133時間30分	127時間10分																														
発症前4か月	137時間30分	129時間45分																														
発症前5か月	132時間00分	130時間12分																														
発症前6か月	137時間30分	131時間25分																														
B12	<p>・死亡時41歳 男性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成13年10月4日発症)</p> <p>・職種 海外現地法人の技能認定業務等</p> <p>・経過 長野地裁 国勝訴○ (平成19年3月30日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成20年5月22日)</p>	<p>・高脂血症</p> <p>・肝機能障害（脂肪肝）</p> <p>・多血症傾向</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>28時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>0時間00分</td> <td>14時間00分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>49時間30分</td> <td>25時間50分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>35時間00分</td> <td>28時間08分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>23時間00分</td> <td>27時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>17時間00分</td> <td>25時間25分</td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	28時間00分		発症前2か月	0時間00分	14時間00分	発症前3か月	49時間30分	25時間50分	発症前4か月	35時間00分	28時間08分	発症前5か月	23時間00分	27時間06分	発症前6か月	17時間00分	25時間25分	<p>・出張の多い業務 平成12年11月から平成13年9月28日までに、10回にわたり、合計183日間の海外出張をしていた。</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 技能研修の年間数値目標を達成するため、自ら教材用の資料に手を加えるなどして業務に取り組んでいたものであり、その業務自体も精神的緊張の伴う性質のものであったとみることができる。</p>	<p>・被災者の発症前1か月ないし6か月にわたっての1か月当たりの時間外労働時間数はいずれも30時間未満であり、土日の休日も確保され、勤務途中に待機時間や仮眠時間等があるわけではなく、拘束時間が長時間に及ぶということもなかった。</p> <p>・海外出張業務は、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、宿泊先のホテル等での生活は、日本食が食べられるといっても、環境、食事、睡眠などの面で不規則になり、夜間や休日における過ごし方も単調で、自宅を過ごすとは質的に違い、精神的、肉体的に疲労を蓄積させるものであることは明かである。</p> <p>・被災者は、フィリピンやインドネシアでのほぼ連続した出張業務に従事し疲労が蓄積した状態であったところ、インドネシアから帰国後ほとんど日を置かず東京台場でのリワーク作業に従事せざるを得ず、かつ、その業務に従事中、解離性動脈瘤の前駆症状の増悪があったにもかかわらず、業務を継続せざるを得ない状況であったものであり、それらのことが基礎疾患を有する被災者に過重な精神的、身体的な負荷を与え、基礎疾患をその自然的経過を超えて増悪させ、その結果、解離性脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血が発症するに至ったとみられるのが相当である。</p>				○	28時間 08分 (4か月平均)	出張 精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																														
発症前1か月	28時間00分																															
発症前2か月	0時間00分	14時間00分																														
発症前3か月	49時間30分	25時間50分																														
発症前4か月	35時間00分	28時間08分																														
発症前5か月	23時間00分	27時間06分																														
発症前6か月	17時間00分	25時間25分																														

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B13	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時47歳 男性 ・疾病 脳梗塞（平成6年4月29日発症） ・職種 事務職員（課長） ・経過 東京地裁 国勝訴○（平成20年5月19日） 東京高裁 国敗訴●（平成20年11月12日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心房細動 ・徐脈性不整脈 ・中性脂肪（257mg/dl） ・喫煙（1日当たり15本） ・飲酒（毎日、ビール、ウーロンハイを1～2杯） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 77時間30分 発症前2か月 57時間30分 発症前3か月 41時間30分 発症前4か月 54時間30分 発症前5か月 38時間00分 発症前6か月 36時間30分 	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜勤務 4月18日徹夜作業（睡眠2時間あり）19日全日勤務 ・精神的緊張を伴う業務 上司は、月に2回以上、執務に、かつ、数回は2時間を超えて被災者を起立させたまま、叱責していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の時間外労働時間は、認定基準に満たないとしても、相当長時間のものであると評価することができる。 ・被災者は、既に持続性心房細動の状態にあったものであるところ、この持続性心房細動は自然経過で発生したものではなく、本件会社の業務上の負荷、特に上司により頻りに繰り返される執務かつ異常な叱責によるストレスに加えて、4月18日～19日の徹夜作業に伴うストレスを誘因として発生したものであり、これに伴うフィリン血栓が本件疾病を発症させたものと認めるのが相当である。 ・なお、心房細動の誘因としては、飲酒、喫煙、ストレス、睡眠不足などがあるが、被災者は、喫煙を断っていたところ、上司からの叱責によるストレスから再び喫煙をするようになり、また、同様の理由で酒量が増加したものであるから、本件疾病の発生に飲酒、喫煙が何らかの影響を与えていた可能性があるにしても、それを理由に業務起因性を否定するのは相当ではない。 		○	○	77時間 30分 (1か月)	交替・深夜 精神的緊張
B14	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時35歳 男性 ・疾病 急性心筋梗塞（平成13年3月13日発症） ・職種 飲食店店長 ・経過 大阪地裁 国勝訴○（平成20年12月22日） 大阪高裁 国敗訴●（平成21年 8月25日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙歴（約20年にわたり1日20本ないし40本程度） ・飲酒（1日、3合のアルコール摂取） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1週間 19時間49分 発症前1か月 100時間14分 発症前2か月 73時間09分 発症前3か月 71時間34分 発症前4か月 48時間33分 発症前5か月 60時間19分 発症前6か月 21時間47分 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続勤務 発症前1か月間のうち被災者が休日を取得できたのはわずか2日間に過ぎない ・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数には手待時間がある程度含まれているとしても、被災者が従事していた業務の労働密度が低いとはいえず、このような100時間を超える時間外労働に加えて、休日を十分取得できないことから、疲労を回復することができずに蓄積していったものと認められる。そして、被災者の発症前2か月の時間外労働時間数が73時間9分、発症前3か月の時間外労働時間数が71時間34分と1か月当たり4.5時間を超え、業務と発症との関連性が強いと評価される80時間に近い時間外労働に従事していたことを併せて考慮すれば、被災者の本件発症当時の疲労の蓄積は、かなりのものであったと認められる。 それに加えて、深夜勤務であるのに、店長会議や他店の応援のために日中から勤務を行うことで自律神経の変調を来していたものと認められる。 被災者の本件発症前の業務が、上記のとおり、疲労を蓄積させ、自律神経の乱れを生じさせるに足りるものであることからすれば、喫煙歴というリスクファクターがあることを考慮しても、本件疾病は、控訴人が従事していた業務による精神的、身体的負荷によって、被災者の血管病変（内皮障害）をその自然の経過を超えて増悪させ、発症に至ったものと認めるのが相当であって、本件発症と被災者の従事していた業務との間に相当因果関係の存在を肯定することができる。 			○	100時間 14分 (1か月)	交替・深夜 精神的緊張

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B17	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時52歳 男性 ・疾病 左脳内出血（平成13年1月13日発症） ・職種 コンクリート型枠工 ・経過 <ul style="list-style-type: none"> 岡山地裁 国勝訴○（平成21年11月26日） 広島高裁岡山支部 国敗訴●（平成22年11月11日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳内出血（左視床出血）（平成12年7月21日発症） ・高血圧（150/104mmHg） ・喫煙（1日に15本ないし20本） ・飲酒（1日に日本酒2合） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 発症前1か月 42時間45分 発症前2か月 75時間00分 発症前3か月 79時間05分 発症前4か月 80時間15分 発症前5か月 8時間20分 発症前6か月 9時間20分 月平均時間外労働時間数 58時間52分 65時間36分 69時間16分 57時間08分 49時間07分 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境 作業内容（ホースの先端を持って型枠に生コンクリートを流し入れる作業等）自体をもって直ちに身体的に著しい過重な労働であったとまでいうことはできないが、被災者の従事していた作業はすべて屋外の土木、建設現場作業であり、寒暖など気候の影響をもるに受け、そのような中で長時間働くことになると、その労働の重さは顕著と考えられ、肉体的疲労を招きやすいためといえる。高血圧の進行、血圧の上昇との関係でも、暑熱あるいは寒冷にさらされた場合には、相当の影響があるものと考えられる。 ・精神的負荷（・身体的負荷） 労災事故により、左下腿部に相当重い傷を負い、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前4か月の時間外労働時間は70時間に達していることは業務の著しい過重性を示しており、発症前2か月ないし4か月目がいずれの80時間前後に達していることは、血圧の上昇、著しい疲労の蓄積を招来しうる業務の過重性を表すものといえる。 ・被災者は、平成12年10月30日（※発症2.5か月前）に、労災事故により、左下腿部に、挫滅創を有する相当重い傷を負った。しかし、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、ようやく3日目に受診したが、医師から入院を検討されるほどの状態であったにもかかわらず、休暇を取ることが出来ず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死に至っており、このことは、労働時間だけは評価し尽くせない肉体的・精神的負荷があったものと認めるべき。 ・被災者は、平成12年に高血圧性脳内出血（前回疾病）に罹患し、その症状がおおむね治まっていたとはいえ、高血圧は基礎疾患として存したものであり、脳内出血の再発について、健康人に比べて危険後が高く、業務負荷への耐性がより低く、極力時間外労働を少なくすることが望まれた。しかし、前回疾病からの復帰後の時間外労働は、前回疾病前の半時間と比較しても、著しく増加しており、休暇をとったときに出勤を求められ、その後ほとんど休暇が取れなかったことや、労災事故の際の経過をみても、被災者に対する配慮は職場において全く窺えないものであり、このため、被災者には、業務量が、健康人の場合よりも著しく重い負担になったものとみられる。 ・したがって、被災者は、その業務上、長期間にわたる長時間の過重労働等により疲労を蓄積し、脳内出血を惹起する危険性が著しく高まっていた上に、本件発症の当日朝、現場において寒冷な外気の下で作業を行ったという業務による急性の負荷を引き金として本件疾病を発症したものと考えられる。 ・なお、高血圧、飲酒、喫煙等は脳出血の発症に作用する危険因子であるが、被災者の高血圧については降圧剤の投与によって正常範囲であり、喫煙や飲酒は従前から続いているもので、これにより血圧が急速に上昇したとみるべき証拠はない。 	○		○	69時間16分 (4か月平均) 2か月前～4か月前 各月 約80時間	作業環境 (温度) 精神的緊張
B18	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時43歳 男性 ・疾病 くも膜下出血（平成13年5月9日発症） ・職種 空調機の製造作業 ・経過 <ul style="list-style-type: none"> 岡山地裁 国敗訴●（平成20年12月18日） 広島高裁岡山支部 国敗訴●（平成23年3月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症高血圧 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前11か月間 算定期間 時間外労働時間数 発症前1か月 32時間57分 発症前2か月 22時間20分 発症前3か月 48時間53分 発症前4か月 100時間14分 発症前5か月 68時間48分 発症前6か月 109時間01分 発症前7か月 90時間55分 発症前8か月 63時間25分 発症前9か月 55時間24分 発症前10か月 104時間06分 発症前11か月 80時間51分 月平均時間外労働時間数 (発症前4か月～発症前11か月の月平均時間外労働時間数) 84時間06分 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的緊張を伴う業務 被災者の業務は、手指を負傷する危険があり、作業に支障が生じないよう正確に切断しなければならず、神経を集中する必要があった。業務によって相当程度の精神的な負荷がかかっていたと認められる。 被災者は、職場長の地位にあり、その業務は、相当程度の精神的負荷をもたらしつつものと推認される。 ・身体的負荷 被災者の作業は、足、腰、膝および腕などに大きな負担のかかる重労働であって、業務によって大きな肉体的負荷がかかっていたと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は、発症前11か月間、肉体的精神的負荷の重い繁忙な部署での業務に従事し、本件疾病の発症11か月前から4か月前までの8か月間は特に、継続的に長時間の時間外労働を含む労働を行っており、この間に慢性疲労の状態に陥るほど疲労の蓄積を来し、その後の業務も相当の負荷を伴うものであり、疲労が継続していたものであって、その業務は、業務中の血圧上昇等を通じ、脳血管疾患の一種である脳動脈瘤の発生及びその増悪に著しい影響を及ぼすべきものであったといえることができる。 ・他方、被災者の脳動脈瘤が、発症当時、自然の経過によって、一過性の血圧上昇があれば、直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたと認めるに足る根拠はなく、他に確たる増悪要因を見いだすこともできない。 ・そうすると、被災者が発症前に従事した業務による過重な精神的・肉体的負荷が、被災者の脳動脈瘤をその自然の経過を超えて増悪させ、このため本件疾病の発症に至ったとみるのが相当である。 			○	4か月前～11か月前 継続的に長時間の時間外労働 (当該期間の平均月84時間06分)	精神的緊張 身体的負荷

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外	
B19	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時46歳 男性 ・疾病 心停止（心室細動） （平成20年3月31日発症） ・職種 水質検査技師 ・経過 静岡地裁 国勝訴○ （平成26年4月18日） 東京高裁 国敗訴● （平成26年8月29日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コレステロール血症 ・喫煙 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 6時間33分 発症前2か月 4時間13分 発症前3か月 2時間17分 発症前4か月 3時間29分 発症前5か月 3時間41分 発症前6か月 5時間49分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 6時間33分 4時間13分 2時間17分 3時間29分 3時間41分 5時間49分 月平均時間外労働時間数 4時間01分 4時間01分 4時間08分 4時間29分 4時間00分 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 同月の出勤日19日のうち、1日は社用車を使った日帰り出張 ・精神的緊張を伴う業務 発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られたことに加えて、発症前2か月間は入札が集中しており上司の決裁が必要となること、決裁を拒否されてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は6時間33分であり、この時間のみでは過重な業務に従事していたとまでは言えないが、1か月当たりの時間外労働時間が45時間を超えて長くなるほど疲労の回復が進まず、業務と発症との関連性が強まっていくものと認められ、更に被災者は同月の出勤日19日のうち、1日は社用車を使った日帰り出張を行っており、被災者の年齢も考慮すると同月の勤務は被災者に相応の疲労の蓄積をもたらすものであったと認められる。 ・被災者は発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られ、その様子は、室外で聞いていた女性職員ですらショックで忘れられず、恐怖感を感じたというものであり、加えて、発症前2か月間は入札が集中しており、その手続きのためにはその上司の決裁が必要となること、決裁を拒否され、被災者が繰り返し決裁してくれるよう求めざるを得ない状況に置かれていた。 ・心室細動発生の大きな修飾因子として自律神経（ストレス）が指摘されており、業務及び日常生活におけるストレスの影響は、突然死について若年男性で3.5倍、老年男性で7.5倍となっていることに照らすと、被災者が受けた精神的負荷は、被災者の血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因になり得るといえるべきである。 ・また、被災者の心室細動に高コレステロール血症及び喫煙が影響したことを否定できないとしても、被災者は、本件疾病の発症前3年間の定期健康診断において高コレステロール血症以外に特に異常の指摘は受けておらず、勤務に健康上の問題で支障を来していたような事情は認められないことから、本件疾病の発症時に、他の発症因子がなくても自然の経過により心室細動を発症させる寸前までに進行していたとみるのは困難である。 ・そうすると、被災者は勤務で相応に疲労を蓄積していたという身体的負荷を背景として、業務上遭遇した異常な出来事（上司からの一方的な叱責と決裁拒否）による強度の精神的負荷が、被災者が有していた血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことにより本件疾病が発症したものと認められる。 ・認定基準は行政機関内部の一般的な判断基準としての合理性を有しているものの、疾病と業務との相当因果関係の判断は、個別具体的な事実認定の問題であって、認定基準に該当しない事例については当然に相当因果関係が否定されるというものではない。 		○	○	63時間33分（1か月前）	出張 精神的緊張
B20	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時33歳 男性 ・疾病 致死性不整脈（心室細動）による虚血性心不全 （平成22年2月5日発症） ・職種 営業 ・経過 大阪地裁 国敗訴● （平成27年2月4日） 大阪高裁 国敗訴● （平成27年9月25日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・脂質異常 ・喫煙 （1日当たり20本） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前36か月間 算定期間 発症前1か月 3時間49分 発症前2か月 5時間7分 発症前3か月 6時間08分 発症前4か月 6時間13分 発症前5か月 7時間2分 発症前6か月 8時間12分 発症前7か月 5時間08分 発症前8か月 7時間10分 発症前9か月 9時間00分 発症前10か月 3時間12分 発症前11か月 10時間15分 発症前12か月 11時間07分 発症前13か月 10時間08分 発症前14か月 9時間02分 発症前15か月 10時間14分 発症前16か月 5時間58分 発症前17か月 7時間35分 発症前18か月 7時間00分 発症前19か月 7時間49分 発症前20か月 7時間29分 発症前21か月 10時間35分 発症前22か月 8時間51分 発症前23か月 11時間50分 発症前24か月 11時間45分 （中略） 発症前36か月 10時間47分 	<ul style="list-style-type: none"> 月平均時間外労働時間数 4時間23分 5時間38分 5時間01分 5時間21分 6時間17分 6時間54分 6時間56分 6時間44分 6時間25分 7時間59分 7時間50分 7時間34分 7時間24分 7時間49分 7時間34分 7時間25分 7時間30分 7時間39分 7時間13分 7時間23分 7時間13分 8時間45分 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的緊張を伴う業務 被災者は、発症6か月前以降、営業部のマネージャーとして、クレームの二次対応等を行っていた。 被災者が従事していた重いレーム案件への対応業務は、顧客から怒鳴られたり暴言を吐かれたりすることもあったことや、社内手続と顧客との間で板挟みになることもあったことなどからすれば、平均的労働者を基準にすると、精神的負荷の程度は相当大きかったものといえることができるが、その精神的負荷の程度が特に著しかったとまでいうことは困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症前6か月間の業務について、労働時間の観点からは発症との関連性が相当程度存在するが関連性が強いとまでは評価できず、精神的負荷の観点からはその程度は相当大きかったとはいえるが特に著しかったとまでは評価することができない。そうすると、発症前6か月間の業務の過重性のみからは、直ちに、業務が血管病変等を著しく増悪させるものであったとまでは認められないが、同期間において、それ以前の業務による疲労の蓄積は解消しなかったものと推測することができるから、発症前6か月より前の業務の過重性についても検討する。 ・被災者は、少なくとも発症前36か月頃からの恒常的な長時間労働により疲労を蓄積していたこと、発症前15か月頃からは業務が量的にも質的にも更に過重なものとなったことにより、血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪したこと、発症前10か月頃からはそれまでに比べれば労働時間は短くなったものの、引き続き1か月当たり4.5時間を超える時間外労働に従事し、その業務に伴う精神的負荷が相当大きかったことから、それまでに蓄積した疲労を解消することができます。そのため、最終的には、冠動脈壁の発生をきっかけとして、本件発症をしたことが認められる。 ・被災者には、軽度な脂質異常と喫煙という私的リスクファクターが存在したが、脂質異常に関しては軽度であったこと、喫煙については、33歳の被災者に約75%の狭窄という高度の器質的動脈硬化が生じたことの説明が喫煙だけでつづきの疑問といわざるを得ないことから、私的リスクファクターをもって、相当因果関係の存在を否定することはできない。 			○	36か月前から算定	精神的緊張

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B21	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時37歳 男性 ・疾病 致死性不整脈による心停止（平成23年9月27日発症） ・職種 車の内装組付作業 ・経過 名古屋地裁 国勝訴○（平成28年3月16日） 名古屋高裁 国敗訴●（平成29年2月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査上ブルガタ症候群の所見 ・うつ病 ・喫煙習慣（1日15本以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 85時間48分 発症前2か月 5時間38分 45時間43分 発症前3か月 44時間45分 発症前4か月 62時間33分 発症前5か月 6時間00分 発症前6か月 6分 ※ 更に加算すべき時間外労働時間が存することを考慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 うつ病による早朝覚醒により発症前1か月は1日5時間程度の睡眠が確保できない状態にあったこと（うつ病に罹患していない労働者が100時間を超える時間外労働をしたのに匹敵する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は少なくとも85時間48分であり、この時間外労働時間数だけでも脳心臓疾患に対する影響が発現する程度の過重な労働負荷であるといえる。加えて、被災者が休憩時間が確保できていなかった時間があること、終業時刻後に時間外労働をしていた時間が存在すること等を考慮すると、更に過重性の程度が大きかったものと認められる。 ・更に、被災者はうつ病による早朝覚醒の症状が加わって、更に睡眠時間が減少し、発症前1か月は1日5時間程度の睡眠が確保できない状態にあったことは明らかである。すなわち、被災者は発症前1か月間において、うつ病に罹患していない労働者が100時間を超える時間外労働をしたのに匹敵する過重な労働を負荷を受けたものと認められる。 ・また、この睡眠時間の減少がうつ病患者に特有の早朝覚醒の症状に起因しているとしても、うつ病に罹患していたことで通常業務を遂行できなかったという事実は認められないことから、うつ病に罹患していたことにより相当因果関係が否定されるものではなく、被災者が過重な時間外労働の負荷が主要な要因となつて心停止に至ったものである以上、その余の要因が通常の労働者が平均的に保有している基礎疾患か、あるいは医学的意味での心疾患の基礎疾患に含まれるものかといった事柄は相当因果関係の有無の判断に影響するものではない。 ・なお、被災者にはブルガタ症候群の所見が認められるが、被災者の心電図検査ではそのブルガタ症候群が自然経過により突然死を発症するような身体的病変であったとは認められず、実際にブルガタ症候群によって通常業務が遂行できなかったという事実は認められない。 ・認定基準はこれを満たせば確実に労災と認定し得る目安を示したものと評価すべきであり、業務起因性の有無は業務と疾病との間に相当因果関係が認められるか否かによって判断されるものであるため、認定基準を満たさないことが業務起因性を肯定する余地がないことまでを意味するものではない。 ・そうすると、被災者が心停止によって死亡したことについて、業務起因性を肯定することができ、控訴人の労災保険法に基づく遺族補償給付等の請求は、その支給要件を満たしているものと認められる。 				85時間 48分 (1か月)	その他
B22	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時37歳 男性 ・疾病 心停止（心臓性突然死）（平成24年5月26日発症） ・職種 営業・商品企画・販売促進 ・経過 宮崎地裁 国敗訴●（平成28年12月14日） 福岡高裁宮崎支部 国敗訴●（平成29年8月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学検査において異常を認める。（要精密検査） ・血圧、脂質、尿酸にわずかに異常を認める。 ・ブルガタ症候群 ・喫煙習慣 ・飲酒（週4～5回、ビール350ml程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 46時間10分 発症前2か月 71時間56分 59時間03分 発症前3か月 55時間29分 57時間52分 発症前4か月 54時間06分 56時間55分 発症前5か月 47時間03分 55時間03分 発症前6か月 62時間20分 56時間15分 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出発して日帰りで戻るという過密なスケジュールのもの（福岡出張は6時43分発・21時54分着の高速バス、鹿児島出張は6時1分発・18時22分着の鉄道） ・精神的緊張を伴う業務 本件クレームの原因となった事故は、食品の腐敗によって健康被害やこれに伴う信頼の失墜及び取引停止を招くおそれもあった重大なものであって、実際に商品の自主回収にまで至っており、取引再開まで3か月程度を要しており、クレームの頻度も2年に1回程度との証言を踏まえると、本件クレームに伴う負荷を軽視することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間は56時間に達しており、相当程度の疲労を蓄積させるに足りるものであった。 ・発症9日前に発生したクレームは、被災者が担当する大口の取引先企業からのもので、被災者は通常業務に加えて本件クレームへの対応を余儀なくされており、相当な精神的負荷を伴う業務であったと評価できる。 ・発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出発して日帰りで戻るという過密なスケジュールのものであり、移動時間も長時間に及ぶものであることから、相当な身体的負荷を伴うものといえる。 ・発症を被災者が有していた基礎疾患が自然経過により悪化した結果として説明することは困難であるといわざるを得ない。むしろ、過重性の評価を総合すると、被災者は、発症前6か月間の労働により相応の疲労の蓄積があったことを背景に、発症直前9日間から発症当日にかけて、通常業務に加えて、本件クレームの対応及び県外出張による強度の精神的、身体的負荷が短期間に集中したことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって発症に至ったと認めるのが相当である。 ・本件発症は、被災者の従事していた業務の危険性が現実化したものと評価することができる。 				56時間 (6か月平均)	出張 精神的緊張

1 「労働時間」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																						
B23	<p>・死亡時43歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成26年11月23日発症)</p> <p>・職種 情報系機器、システムの営業</p> <p>・経過 高松地裁 国勝訴○ (令和元年5月31日)</p> <p>高松高裁 国敗訴● (令和2年4月9日)</p>	なし	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>29時間13分</td> <td>18時間25分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>7時間36分</td> <td>24時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>35時間57分</td> <td>49時間50分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>126時間33分</td> <td>61時間17分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>107時間08分</td> <td>65時間29分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>86時間30分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	29時間13分	18時間25分	発症前2か月	7時間36分	24時間15分	発症前3か月	35時間57分	49時間50分	発症前4か月	126時間33分	61時間17分	発症前5か月	107時間08分	65時間29分	発症前6か月	86時間30分		<p>・精神的緊張を伴う業務 4月（発症8か月前）に平社員から情報部門のリーダーになってより責任の重い立場になるという人事異動があった</p> <p>8月には大型案件を含む2件の入札案件で敗退し、年度下期の売上ノルマ達成が極めて困難になるなど、過大なノルマがある業務に従事していたものであり、精神的にも強い緊張状態にあったものと推認</p> <p>10月には労働災害で右大腿部挫傷、仙骨骨折という大きな怪我をしたことにより、痛みに耐えながら業務に従事しなければならなくなり、被災者の業務における精神的緊張はより一層高まったものといえる</p>	<p>・被災者の業務が、発症前6か月目から発症前4か月までは、時間外労働時間も極めて長く、精神も精神的緊張を伴うものであったこと、発症前3か月目以降は時間外労働時間が短くなったものの、精神的緊張を伴う業務であることには変わりがない以上に、労働災害により大きな怪我を遂げたこと、他方において、業務以外のリスクファクターが認められないことからすれば、被災者は、発症前6か月目から発症前4か月目にかけての毎月80時間を超える極めて長時間の時間外労働に加え、精神的緊張を伴う業務により疲労が著しく蓄積され、時間外労働時間が比較的短くなった発症前3か月目以降も、精神的緊張を伴う業務が続いたことにより蓄積した疲労が回復するどころか、かえって、精神的緊張を伴う業務により更に疲労を蓄積させ、本件疾病を発症したものと認めるのが相当である。</p>				○	4か月前～6か月前 毎月80時間以上	精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																														
発症前1か月	29時間13分	18時間25分																														
発症前2か月	7時間36分	24時間15分																														
発症前3か月	35時間57分	49時間50分																														
発症前4か月	126時間33分	61時間17分																														
発症前5か月	107時間08分	65時間29分																														
発症前6か月	86時間30分																															

2 「不規則な勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																														
A10	<p>・発症時42歳 男性</p> <p>・疾病 右脳出血 (平成20年8月19日発症) 同年11月30日死亡)</p> <p>・職種 観光バス運転手</p> <p>・経過 長野地裁 国敗訴● (平成28年1月22日)</p> <p>東京高裁 国勝訴○ (平成29年7月11日)</p>	<p>・脳動静脈奇形</p> <p>・飲酒 (1日、缶ビール1~2本)</p> <p>・喫煙 (1日 1箱程度)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>45時間40分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>36時間10分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>20時間25分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>47時間50分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>38時間10分</td> <td>39時間55分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	45時間40分		発症前2か月	36時間10分		発症前3か月	20時間25分		発症前4か月	47時間50分		発症前5か月	38時間10分	39時間55分	<p>・不規則な業務 バス運転業務は、始業時刻及び終業時刻が観光バスツアー等の運行予定に左右されるため、不規則なものである。もともと、バス運行の2、3日前にバス運転手に対し運行指示書を交付していたほか、運行のおおまかな割り振りを決めていた。 なお、発症前1か月に、被災者の予定が、運行直前に大きく変更された等の事実は、うかがわれない。</p> <p>・拘束時間が長い業務 ・出張の多い(宿泊を伴う)業務 ・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務</p>	<p>・大型バスの運転業務により被災者に生じる精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることはできない。 被災者の業務には、労働時間以外の勤務の不規則性、深夜勤務があること、拘束時間が長いこと、宿泊を伴う勤務があること、精神的緊張を伴う勤務であることという負荷要因が認められるものの、これらの要因による身体的、精神的負荷の程度について、日常業務による身体的、肉体的負荷と比較して特に過重なものであったとは認められない。 ・本件業務の労働時間による負荷の程度と、労働時間以外の負荷要因による負荷の程度とを総合して、本件業務により負荷の程度を評価しても、医学経験則上、本件疾病の発症の基礎となる血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、脳動脈奇形の破裂等本件疾病の発症に至らせるほどの強度の精神的、身体的負荷であったとは認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないといふべきである。 ・本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。</p>					○	不規則 拘束時間 出張 交替・深夜 精神的緊張											
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																						
発症前1か月	45時間40分																																							
発症前2か月	36時間10分																																							
発症前3か月	20時間25分																																							
発症前4か月	47時間50分																																							
発症前5か月	38時間10分	39時間55分																																						
B8	<p>・発症時49歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日1ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>労働時間数</td> <td>乗務時間数</td> <td>深夜労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>18時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・ 時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	18時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務 1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュールの変更と相俟って、勤務の開始・終了時刻が一定しておらず、不規則性を伴った業務</p> <p>・拘束時間の長い勤務</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境、深夜勤務</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。 被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間（就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字）を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同僚と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の両面からみてこのように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。 ・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係を明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。 ・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>					○	乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																					
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																					
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																					
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	18時間18分																																					
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																					
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																					
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																					

3 「拘束時間の長い勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時42歳 男性 ・疾病 右脳出血 (平成20年8月19日発症) 同年11月30日死亡) ・職種 観光バス運転手 ・経過 長野地裁 国敗訴● (平成28年 1月22日) 東京高裁 国勝訴○ (平成29年 7月11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳動静脈奇形 ・飲酒 (1日、缶ビール1～2本) ・喫煙 (1日 1箱程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 拘束時間 時間外 労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 283時間55分 45時間40分 発症前2か月 282時間35分 36時間10分 発症前3か月 282時間 20時間25分 発症前4か月 266時間10分 47時間50分 発症前5か月 247時間50分 38時間10分 39時間55分 (24日間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不規則な業務 ・拘束時間が長い業務 会社は、空き時間をバス運転手の休憩時間として扱ひ、バス運転手に告知しておりバス運転手は、休憩時間と認識して自由に過ごしている。 このため、空き時間は労働時間に当たるとはいえない。 ・出張の多い(宿泊を伴う)業務 ・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスの運転業務により被災者に生じる精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることはできない。 ・被災者の業務には、労働時間以外の勤務の不規則性、深夜勤務があること、拘束時間が長いこと、宿泊を伴う勤務があること、精神的緊張を伴う勤務であることという負荷要因が認められるものの、これらの要因による身体的、精神的負荷の程度について、日常業務による身体的、肉体的負荷と比較して特に過重なものであったとは認められない。 ・本件業務の労働時間による負荷の程度と、労働時間以外の負荷要因による負荷の程度とを総合して、本件業務により負荷の程度を評価しても、医学経験則上、本件疾病の発症の基礎となる血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、脳動脈奇形の破裂等本件疾病の発症に至らせるほどの強度の精神的、身体的負荷であったとは認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないというべきである。 ・本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。 					不規則拘束時間出張交替・深夜精神的緊張
B4	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時49歳 男性 ・疾病 心筋梗塞 (平成3年1月6日発症) ・職種 自動車運転手(タクシー) ・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成15年 8月 6日) 広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成16年12月 9日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙習慣 ・高血圧 ・高脂血症 ・糖尿病 ・狭心症 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡前の13業務(1か月の平均勤務日) 拘束時間数 実労働時間数 残業時間数 1月 5日 21時間50分 19時間30分 3時間30分 1月 3日 19時間15分 17時間20分 1時間20分 12月31日 21時間35分 17時間40分 1時間40分 12月29日 23時間40分 22時間20分 6時間20分 12月27日 22時間35分 20時間25分 4時間25分 12月25日 22時間10分 20時間45分 4時間45分 12月21日 21時間30分 20時間10分 4時間10分 12月19日 22時間50分 20時間40分 4時間40分 12月17日 21時間30分 19時間15分 3時間15分 12月15日 22時間35分 21時間 5時間 12月11日 22時間05分 20時間 4時間 12月 9日 20時間35分 17時間30分 1時間30分 12月 7日 22時間 19時間20分 3時間20分 	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束時間の長い業務 死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていた ・深夜勤務 勤務の全てについて長時間の深夜勤務が含まれていた ・作業環境(寒冷) 1月6日の早朝という寒さが厳し中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)は、自動車運転者の労働条件の最低基準を定めることによって、労働条件の改善向上を図り、併せて過労等に基づく交通事故の防止に寄与することを目的としたものと解されるから、「改善基準」は、業務の過重性判断の1つの指標となり得るものというべきである。 そこで、「改善基準」に照らして考察すると、被災者は、平成2年12月には及ばないものの、平成2年5月から11月までの間も、相当長時間の業務に従事したこと、死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていたこと、被災者の勤務は、隔日勤務でそもそも所定時間が19時間という長時間であり、しかも、夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等常に緊張を強いられていたものであったことを総合すると、被災者の死亡前の業務は、身体的精神的に両面からして、過重なものであったと認めることができる。 ・1月6日の早朝という寒さが厳し中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者に心筋梗塞が発症し、被災者が死亡するに至ったと推認されることから、本件の場合、その温度の低下の仕方は不明であるといわざるを得ないが、過重な労働による疲労及び厳冬の厳しい寒さによって、被災者の基礎疾患である高血圧等が自然的経過を超えて急激に悪化し、これが被災者に心筋梗塞を発症させて、被災者を死に至らしめたことと認めるとは相当である。 					拘束時間交替・深夜作業環境(温度)

3 「拘束時間の長い勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																													
B8	<p>・発症時49歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日11ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>労働時間数</td> <td>乗務時間数</td> <td>深夜労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>8時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・ 時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務</p> <p>・拘束時間の長い勤務 長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長い</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境、深夜勤務</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。</p> <p>・被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間（就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字）を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同様と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の画面からみて、このように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。</p> <p>・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係を明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。</p> <p>・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>				○	乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																				
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																				
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																				
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分																																				
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																				
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																				
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																				

4 「出張の多い業務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異なる出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外															
A8	<p>・発症時51歳 男性</p> <p>・疾病 硬膜動静脈瘤による脳内出血 (平成17年12月27日発症)</p> <p>・職種 大学助教授</p> <p>・経過 福岡地裁 国敗訴● (平成24年12月26日)</p> <p>福岡高裁 国勝訴○ (平成26年1月28日)</p>	<p>・高脂血症</p> <p>・高血圧症</p> <p>・高血圧性心臓病</p>	<p>●発症前6か月間 算定期間</p> <table border="1"> <tr> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月 5 6時間 2 4分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月 6 2時間 1 0分</td> <td>5 9時間 1 7分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月 7 1時間 1 0分</td> <td>6 3時間 1 4分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月 4 3時間 0 7分</td> <td>5 8時間 1 2分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月 3 2時間 5 7分</td> <td>5 3時間 0 9分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月 9 0時間 0 0分</td> <td>5 9時間 1 8分</td> </tr> </table>	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月 5 6時間 2 4分		発症前2か月 6 2時間 1 0分	5 9時間 1 7分	発症前3か月 7 1時間 1 0分	6 3時間 1 4分	発症前4か月 4 3時間 0 7分	5 8時間 1 2分	発症前5か月 3 2時間 5 7分	5 3時間 0 9分	発症前6か月 9 0時間 0 0分	5 9時間 1 8分	<p>・出張の多い業務 7月4～8日 北海道（ただし、6日午後以降は観光） 7月17～21日 上海 8月22～23日 東京 9月29日～10月10日 サルディニア（イタリア）、ロンドン（ただし、9/20、10/1は観光） 11月2～6日 上海（ただし私事旅行願あり） 11月10～12日 東京 12月15日 東京 12月21～26日 上海（ただし私事旅行願あり）</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 労働密度の高さ</p>	<p>・量的過重性について 被災労働者の業務が明らかに過重であったとまではいえず、本件における被災者の時間外労働時間数をもって、被災者の業務と本件疾病の発症との間に因果関係があるものと認められるということではない。</p> <p>・質的過重性について 労働密度の高さゆえ、被災者は相当に繁忙であったと認めることはできるけれども、他の教員の業務と比べ、質的あるいは量的に特異なものとは認められないから、被災者の業務の内容それ自体をもって、被災者に對し物的あるいは心的な過度の負担をもたらしたとまで認めることはできない。</p> <p>被災者は、国内外への出張を複数回しているが、その中には、業務内容が不明なもの、あるいは業務と無関係のものも含まれている上に、被災者に負担にかかる業務が存在したものと認められないことからすれば、被災者の出張業務に伴う負荷が過重であったと断定することはできない。</p> <p>被災者の業務が過重であったとは認められない上に、硬膜動静脈瘤の成因については不明であること等を併せ考慮すると、被災者の業務と本件疾病との間の相当因果関係を認めるには不足するというべきである。</p>						出張 精神的緊張
時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																								
発症前1か月 5 6時間 2 4分																									
発症前2か月 6 2時間 1 0分	5 9時間 1 7分																								
発症前3か月 7 1時間 1 0分	6 3時間 1 4分																								
発症前4か月 4 3時間 0 7分	5 8時間 1 2分																								
発症前5か月 3 2時間 5 7分	5 3時間 0 9分																								
発症前6か月 9 0時間 0 0分	5 9時間 1 8分																								
A9	<p>・発症時54歳 男性</p> <p>・疾病：心原性脳塞栓症 (平成19年5月12日発症)</p> <p>・職種 エンジニアリング業務 (技術支援)</p> <p>・経過 東京地裁 国敗訴● (平成26年12月15日)</p> <p>東京高裁 国勝訴○ (平成28年1月28日)</p>	<p>・やや肥満</p> <p>・飲酒 (週に5日、6日又は毎日 ビール1本又は酒1合)</p>	<p>●発症前6か月間 算定期間</p> <table border="1"> <tr> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月 2 5時間 5 4分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月 4 4時間 3 5分</td> <td>3 5時間 1 4分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月 5 9時間 4 3分</td> <td>4 3時間 2 4分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月 3 3時間 1 3分</td> <td>4 0時間 5 1分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月 1 9時間 3 4分</td> <td>3 6時間 3 5分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月 7 時間 0 7分</td> <td>3 1時間 4 1分</td> </tr> </table>	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月 2 5時間 5 4分		発症前2か月 4 4時間 3 5分	3 5時間 1 4分	発症前3か月 5 9時間 4 3分	4 3時間 2 4分	発症前4か月 3 3時間 1 3分	4 0時間 5 1分	発症前5か月 1 9時間 3 4分	3 6時間 3 5分	発症前6か月 7 時間 0 7分	3 1時間 4 1分	<p>・出張の多い業務 発症前4か月間にブラジル出張3回 ①平成19年1月6日～21日 ②平成19年2月24日～3月22日 ③平成19年4月13日～25日</p>	<p>・本件出張ブラジル③から帰国した後の被災者の就労状況や、本件疾病発症の15日ないし6日前の平成19年4月28日から5月6日まで9日間連続して休みを取っていることなどに照らすと、被災労働者に疲労やストレスが高まっていたとは認め難い。</p> <p>・心原性脳塞栓症の発症原因は、発症と近接した時期における要因が重要であった、仮に本件ブラジル出張による過重な業務が誘因であれば、本件ブラジル出張中あるいは帰国直後に心房細動が発生しているはずであり、本件出張ブラジル③の帰国後17日目という本件疾病の発症時期からすれば、本件疾病と本件ブラジル出張等の被災者の従事していた業務との関連性を全く否定することはできないもの、一般的には、その関連性は希薄と判断することが医学的に相当であると認められる。</p> <p>被災者が発症した本件疾病はそのような被災者が従事していた業務に内在する危険が現実化したものであると評価することは困難である。</p> <p>以上のとおり、本件疾病発症前に被災者の従事していた業務が脳・心臓疾患発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を著しく増悪させる程度に過重なものであったとは認められない。</p>						出張
時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																								
発症前1か月 2 5時間 5 4分																									
発症前2か月 4 4時間 3 5分	3 5時間 1 4分																								
発症前3か月 5 9時間 4 3分	4 3時間 2 4分																								
発症前4か月 3 3時間 1 3分	4 0時間 5 1分																								
発症前5か月 1 9時間 3 4分	3 6時間 3 5分																								
発症前6か月 7 時間 0 7分	3 1時間 4 1分																								

4 「出張の多い業務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時42歳 男性 ・疾病 右脳出血 (平成20年8月19日発症) 同年11月30日死亡) ・職種 観光バス運転手 ・経過 長野地裁 国敗訴● (平成28年 1月22日) 東京高裁 国勝訴○ (平成29年 7月11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳動静脈奇形 ・飲酒 (1日、缶ビール1~2本) ・喫煙 (1日 1箱程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 拘束時間 時間外 労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 283時間55分 45時間40分 発症前2か月 282時間35分 36時間10分 発症前3か月 282時間 20時間25分 発症前4か月 266時間10分 47時間50分 発症前5か月 247時間50分 38時間10分 (24日間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不規則な業務 ・拘束時間が長い業務 ・出張の多い(宿泊を伴う)業務 本件業務期間において、宿泊を伴うバスツアーに運転業務を24回担当したことが認められるがバス運転手としての本来業務の1つであると認められ、その業務内容自体も、通常の業務と異なるものではない。 ・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスの運転業務により被災者に生じる精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることはできない。 ・被災者の業務には、労働時間以外の勤務の不規則性、深夜勤務があること、拘束時間が長いこと、宿泊を伴う勤務があること、精神的緊張を伴う勤務であることという負荷要因が認められるものの、これらの要因による身体的、精神的負荷の程度について、日常業務による身体的、肉体的負荷と比較して特に過重なものであったとは認められない。 ・本件業務の労働時間による負荷の程度と、労働時間以外の負荷要因による負荷の程度とを総合して、本件業務により負荷の程度を評価しても、医学経験則上、本件疾病の発症の基礎となる血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、脳動脈奇形の破裂等本件疾病の発症に至らせるほどの強度の精神的、身体的負荷であったとは認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないといふべきである。 ・本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。 			○		不規則 拘束時間 出張 交替・深夜 精神的緊張
B1	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時48歳 男性 ・疾病 急性心筋梗塞 (平成2年5月19日発症) ・職種 製品開発企画業務 ・経過 東京地裁 国勝訴○ (平成13年 8月23日) 東京高裁 国敗訴● (平成14年 3月26日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧 ・高脂血症 ・喫煙習慣 		<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 死亡直前の9日間、鹿児島、宇都宮、福山、大分、台湾への出張業務に従事 ※5月7日 社内勤務 5月8~9日 鹿児島出張 5月10日 社内勤務 5月11日 社内勤務後宇都宮出張(日帰り) 5月12~17日 福山、大分、台湾出張(5泊6日) ・連続勤務 死亡した5月19日まで勤務を続け、5月の連休明けに発熱を押し、13日間、1日も休暇を取らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張業務は、列車、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、それ自体苦痛を伴うものである上に、日常生活を不規則なものにし、疲労を蓄積させるものといふべきであることから、移動中等の労働密度が高くなくことを理由に業務の過重性を否定することは相当ではなく、このような13日間連続の国内外の出張を含んだ一連の業務が極めて過重な精神的、身体的負荷を被災者に及ぼし、その疲労を蓄積させたことは容易に推認されるところである。 ・このような一連の業務内容の過重性と、同業務と被災者の急性心筋梗塞発症との時間的接近性に鑑みると、同人の基礎疾患の自然的経過による進行のみよってたまたま急性心筋梗塞が発症したにすぎないということは困難であり、むしろ、被災者が急性心筋梗塞発症前に従事した業務が被災者の基礎疾患をその自然的経過を著しく超えて増悪させた結果、発症に至ったものとみるのが相当であって、その間に相当因果関係を認めることができるといふべきであり、発症時がたまたま業務終了後の私的業務中であったことは、その時間的な接近性からして上記判断を左右するものではない。 		○			出張

4 「出張の多い業務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外												
B12	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時41歳 男性 ・疾病 くも膜下出血（平成13年10月4日発症） ・職種 海外現地法人の技能認定業務等 ・経過 長野地裁 国勝訴○（平成19年 3月30日） 東京高裁 国敗訴●（平成20年 5月22日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症 ・肝機能障害（脂肪肝） ・多血症傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 発症前2か月 発症前3か月 発症前4か月 発症前5か月 発症前6か月 <table border="1"> <tr> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>28時間00分</td> <td>14時間00分</td> </tr> <tr> <td>0時間00分</td> <td>25時間50分</td> </tr> <tr> <td>49時間30分</td> <td>28時間08分</td> </tr> <tr> <td>35時間00分</td> <td>27時間06分</td> </tr> <tr> <td>23時間00分</td> <td>25時間25分</td> </tr> </table>	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	28時間00分	14時間00分	0時間00分	25時間50分	49時間30分	28時間08分	35時間00分	27時間06分	23時間00分	25時間25分	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 平成12年11月から平成13年9月28日までに、10回にわたり、合計183日間の海外出張をしていた。 ・精神的緊張を伴う業務 技能研修の年間数値目標を達成するため、自ら教材用の資料に手を加えるなどして業務に取り組んでいたものであり、その業務自体も精神的緊張の伴う性質のものであったとみることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月ないし6か月にわたっての1か月当たりの時間外労働時間数はいずれも30時間未満であり、土日の休日も確保され、勤務途中に待機時間や仮眠時間等があるわけではなく、拘束時間が長時間に及ぶということもなかった。 ・海外出張業務は、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、宿泊先のホテル等での生活は、日本食が食べられるといっても、環境、食事、睡眠などの面で不規則になり、夜間や休日における過ごし方も単調で、自宅で過ごすのとは質的に違い、精神的、肉体的に疲労を蓄積させるものであることは明かである。 ・被災者は、フィリピンやインドネシアでのほぼ連続した出張業務に従事し疲労が蓄積した状態であったところ、インドネシアから帰国後ほとんど日を置かず東京台場でのリワーク作業に従事せざるを得ず、かつ、その業務に従事中、解離性動脈瘤の前駆症状の増悪があったにもかかわらず、業務を継続せざるを得ない状況であったものであり、それらのことが基礎疾患を有する被災者に過重な精神的、身体的な負荷を与え、基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、その結果、解離性脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血が発症するに至ったとみるのが相当である。 			○	28時間08分 (4か月平均)	出張 精神的緊張
時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																					
28時間00分	14時間00分																					
0時間00分	25時間50分																					
49時間30分	28時間08分																					
35時間00分	27時間06分																					
23時間00分	25時間25分																					
B16	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時58歳 男性 ・疾病 心停止（急性心筋虚血）（平成14年6月9日発症） ・職種 事務職員 ・経過 札幌地裁 国敗訴●（平成21年11月12日） 札幌高裁 国敗訴●（平成22年8月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・陳旧性心筋梗塞（平成5年に冠状動脈血管形成術施行） ・家族性高コレステロール血症（ヘテロ型） ・喫煙（約30年間、1日25本、平成5年頃に禁煙） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 時間外労働時間は、発症前3か月の5時間のみで他の月0時間となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 宿泊を伴う長期の研修と頻繁な移動（身体への負担が大きかった研修） 札幌：10泊11日 東京：11泊12日 札幌：4泊5日 ・精神的緊張を伴う業務 雇用形態の選択を求められたことから始まり研修中も続いていた異動の可能性等への不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年6月以降に被災者に現れていた自律神経に関わると思われる種々の症状は、被災者が雇用形態の選択に当たって抱いていた様々な精神的ストレスに一因があったと推認することができる。 ・本件研修は、普段であれば生じない疲労が被災者の身体に蓄積し、これが休養によって回復しない状態が約1か月にわたって続き、被災者の循環器にとって過大な負担が生じていたものと認められる。 ・被災者にとっては身体への負担が大きかった本件研修に参加したこと、雇用形態の選択を求められたことから始まり本件研修中も続いていた異動の可能性等への不安が、被災者にとって大きな肉体的及び精神的ストレスとなり、これらが被災者の陳旧性心筋梗塞をその自然の経過を超えて増悪させる要因となり得たものというべきである。 ・本件研修への参加、雇用形態の選択から本件研修中も継続していた異動の可能性等への不安による肉体的及び精神的なストレスが、被災者の陳旧性心筋梗塞をその自然の経過を超えて増悪させ、急性の虚血性心臓疾患を発症させたものとみるのが相当である。 			○		出張 精神的緊張												

4 「出張の多い業務」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の実事認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外	
B19	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時46歳 男性 ・疾病 心停止（心室細動）（平成20年3月31日発症） ・職種 水質検査技師 ・経過 静岡地裁 国勝訴○（平成26年4月18日） 東京高裁 国敗訴●（平成26年8月29日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コレステロール血症 ・喫煙 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 63時間33分 発症前2か月 42時間13分 発症前3か月 23時間17分 発症前4か月 35時間29分 発症前5か月 37時間49分 発症前6か月 55時間49分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 同月の出勤日19日のうち、11日は社用車を使った日帰り出張 ・精神的緊張を伴う業務 発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られたことに加えて、発症前2か月間は入札が集中しており上司の決裁が必要となるところ、決裁を拒否されたこと、決裁を拒否されていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は63時間33分であり、この時間のみでは過重な業務に従事していたとまでは言えないが、1か月当たりの時間外労働時間が45時間を超えて長くなるほど疲労の回復が進まず、業務と発症との関連性が強まっていくものと認められ、更に被災者は同月の出勤日19日のうち、11日は社用車を使った日帰り出張を行っており、被災者の年齢も考慮すると同月の勤務は被災者に相応の疲労の蓄積をもたらすものであったと認められる。 ・被災者は発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られ、その様子は、室外で聞いていた女性職員ですらショックで忘れられず、恐怖感を感じたというものであり、加えて、発症前2か月間は入札が集中しており、その手続きのためにはその上司の決裁が必要となるところ、決裁を拒否され、被災者が繰り返し決裁してくれるよう求めざるを得ない状況に置かれていた。 ・心室細動発生の大きな修飾因子として自律神経（ストレス）が指摘されており、業務及び日常生活におけるストレスの影響は、突然死について若年男性で3.5倍、老年男性で7.5倍となっていることに照らすと、被災者が受けた精神的負荷は、被災者の血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因になり得るといふべきである。 ・また、被災者の心室細動に高コレステロール血症及び喫煙が影響したことを否定できないとしても、被災者は、本件疾病の発症前3年間の定期健康診断において高コレステロール血症以外に特に異常の指摘は受けておらず、勤務に健康上の問題で支障を来していたような事情は認められないことから、本件疾病の発症当時に、他の発症因子がなくても自然の経過により心室細動を発症させる寸前までに進行していたとみるのは困難である。 ・そうすると、被災者は勤務で相応に疲労を蓄積していたという身体的負荷を背景として、業務上通過した異常な出来事（上司からの一方的な叱責と決裁拒否）による強度の精神的負荷が、被災者が有していた血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって本件疾病が発症したものと認められる。 		○	○	63時間33分（1か月前）	出張 精神的緊張
B22	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時37歳 男性 ・疾病 心停止（心臓性突然死）（平成24年5月26日発症） ・職種 営業・商品企画・販売促進 ・経過 宮崎地裁 国敗訴●（平成28年12月14日） 福岡高裁 国敗訴●（平成29年8月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学検査において異常を認める。（要精密検査） ・血圧、脂質、尿酸にわずかに異常を認める。 ・ブルガタ症候群 ・喫煙習慣 ・飲酒（週4～5回、ビール350ml程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 46時間10分 発症前2か月 71時間56分 発症前3か月 55時間29分 発症前4か月 54時間06分 発症前5か月 47時間33分 発症前6か月 62時間20分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早期に出勤して日帰りで戻るといった過密なスケジュールのもの（福岡出張は6時43分発・21時54分着の高速バス、鹿児島出張は6時1分発・18時22分着の鉄道） ・精神的緊張を伴う業務 本件クレームの原因となった事故は、食品の腐敗によって健康被害やこれに伴う信頼の失墜及び取引停止を招くおそれもあった重大なものであって、実際に商品の自主回収にまで至っており、取引再開まで3か月程度を要しており、クレームの頻度も2年に1回程度との証言を踏まえると、本件クレームに伴う負荷を軽視することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間は56時間に達しており、相当程度の疲労を蓄積させるに足るものであった。 ・発症9日前に発生したクレームは、被災者が担当する大口の取引先企業からのもので、被災者は通常業務に加えて本件クレームへの対応を余儀なくされており、相当な精神的負荷を伴う業務であったと評価できる。 ・発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早期に出勤して日帰りで戻るといった過密なスケジュールのものであり、移動時間も長時間に及ぶものであることから、相当な身体的負荷を伴うものといえる。 ・発症を被災者が有していた基礎疾患が自然経過により悪化した結果として説明することは困難であるといわざるを得ない。むしろ、過重性の評価を総合すると、被災者は、発症前6か月間の労働により相応の疲労の蓄積があったことを背景に、発症直前9日間から発症当日にかけて、通常業務に加えて、本件クレームの対応及び県外出張による強度の精神的、身体的負荷が短期間に集中したことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって発症に至ったと認めるのが相当である。 ・本件発症は、被災者の従事していた業務の危険性が現実化したものと評価することができる。 		○	○	56時間（6か月平均）	出張 精神的緊張

5 「交替制勤務・深夜勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																										
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時42歳 男性 ・疾病 右脳出血 (平成20年8月19日発症) 同年11月30日死亡) ・職種 観光バス運転手 ・経過 長野地裁 国敗訴● (平成28年 1月22日) 東京高裁 国勝訴○ (平成29年 7月11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳動静脈奇形 ・飲酒 (1日、缶ビール1～2本) ・喫煙 (1日 1箱程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 4 5時間 4 0分 発症前2か月 3 6時間 1 0分 発症前3か月 2 0時間 2 5分 発症前4か月 4 7時間 5 0分 発症前5か月 3 8時間 1 0分 (24日間) 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 3 9時間 5 5分 	<ul style="list-style-type: none"> ・不規則な業務 ・拘束時間が長い業務 ・出張の多い(宿泊を伴う)業務 ・深夜勤務 ・被災者の従事していたバス運転業務は、不規則なもので深夜時間帯に係る勤務が含まれており、深夜時間帯に係る勤務の日数は、発病前6か月で1月当たり6～13回であった ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスの運転業務により被災者に生じる精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることはできない。 ・被災者の業務には、労働時間以外の勤務の不規則性、深夜勤務があること、拘束時間が長いこと、宿泊を伴う勤務があること、精神的緊張を伴う勤務であることという負荷要因が認められるものの、これらの要因による身体的、精神的負荷の程度について、日常業務による身体的、肉体的負荷と比較して特に過重なものであったとは認められない。 ・本件業務の労働時間による負荷の程度と、労働時間以外の負荷要因による負荷の程度とを総合して、本件業務により負荷の程度を評価しても、医学経験則上、本件疾病の発症の基礎となる血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、脳動脈奇形の破裂等本件疾病の発症に至らせるほどの強度の精神的、身体的負荷であったとは認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないというべきである。 ・本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。 				○	不規則 拘束時間 出張 交替・深夜 精神的緊張																																									
B4	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時49歳 男性 ・疾病 心筋梗塞 (平成3年1月6日発症) ・職種 自動車運転手(タクシー) ・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成15年 8月 6日) 広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成16年12月 9日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙習慣 ・高血圧 ・高脂血症 ・糖尿病 ・狭心症 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月の平均勤務日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>拘束時間数</th> <th>実労働時間数</th> <th>残業時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月 5日 2 1時間 5 0分</td><td>1 9時間 3 0分</td><td>3 時間 3 0分</td></tr> <tr><td>1月 3日 1 9時間 1 5分</td><td>1 7時間 2 0分</td><td>1 時間 2 0分</td></tr> <tr><td>12月31日 2 1時間 3 5分</td><td>1 7時間 4 0分</td><td>1 時間 4 0分</td></tr> <tr><td>12月29日 2 3時間 4 0分</td><td>2 2時間 2 0分</td><td>6 時間 2 0分</td></tr> <tr><td>12月27日 2 2時間 3 5分</td><td>2 0時間 2 5分</td><td>4 時間 2 5分</td></tr> <tr><td>12月25日 2 2時間 1 0分</td><td>2 0時間 4 5分</td><td>4 時間 4 5分</td></tr> <tr><td>12月21日 2 1時間 3 0分</td><td>2 0時間 1 0分</td><td>4 時間 1 0分</td></tr> <tr><td>12月19日 2 2時間 5 0分</td><td>2 0時間 4 0分</td><td>4 時間 4 0分</td></tr> <tr><td>12月17日 2 1時間 3 0分</td><td>1 9時間 1 5分</td><td>3 時間 1 5分</td></tr> <tr><td>12月15日 2 2時間 3 5分</td><td>2 1時間</td><td>5 時間</td></tr> <tr><td>12月11日 2 2時間 0 5分</td><td>2 0時間</td><td>4 時間</td></tr> <tr><td>12月 9日 2 0時間 3 5分</td><td>1 7時間 3 0分</td><td>1 時間 3 0分</td></tr> <tr><td>12月 7日 2 2時間</td><td>1 9時間 2 0分</td><td>3 時間 2 0分</td></tr> </tbody> </table>	拘束時間数	実労働時間数	残業時間数	1月 5日 2 1時間 5 0分	1 9時間 3 0分	3 時間 3 0分	1月 3日 1 9時間 1 5分	1 7時間 2 0分	1 時間 2 0分	12月31日 2 1時間 3 5分	1 7時間 4 0分	1 時間 4 0分	12月29日 2 3時間 4 0分	2 2時間 2 0分	6 時間 2 0分	12月27日 2 2時間 3 5分	2 0時間 2 5分	4 時間 2 5分	12月25日 2 2時間 1 0分	2 0時間 4 5分	4 時間 4 5分	12月21日 2 1時間 3 0分	2 0時間 1 0分	4 時間 1 0分	12月19日 2 2時間 5 0分	2 0時間 4 0分	4 時間 4 0分	12月17日 2 1時間 3 0分	1 9時間 1 5分	3 時間 1 5分	12月15日 2 2時間 3 5分	2 1時間	5 時間	12月11日 2 2時間 0 5分	2 0時間	4 時間	12月 9日 2 0時間 3 5分	1 7時間 3 0分	1 時間 3 0分	12月 7日 2 2時間	1 9時間 2 0分	3 時間 2 0分	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束時間の長い業務 死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていた ・深夜勤務 勤務の全てについて長時間の深夜勤務が含まれていた ・作業環境(寒冷) 1月6日の早朝という寒さが厳しい中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)は、自動車運転者の労働条件の最低基準を定めることによって、労働条件の改善向上を図り、併せて過労等に基づく交通事故の防止に寄与することを目的としたものと解されるから、「改善基準」は、業務の過重性判断の1つの指標となり得るものというべきである。 そこで、「改善基準」に照らして考察すると、被災者は、平成2年12月には及ばないものの、平成2年5月から11月までの間も、相当長時間の業務に従事したこと、死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていたこと、被災者の勤務は、隔日勤務でそもそも所定時間が19時間という長時間であり、しかも、夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等常に緊張を強いられていたものであったことを総合すると、被災者の死亡前の業務は、身体的精神的に両面からして、過重なものであったと認めることができる。 ・1月6日の早朝という寒さが厳しい中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者に心筋梗塞が発症し、被災者が死亡するに至ったと推認されることからすると、本件の場合、その温度の低下の仕方は不明であるといわざるを得ないが、過重な労働による疲労及び厳冬の厳しい寒さによって、被災者の基礎疾患である高血圧等が自然的経過を超えて急激に悪化し、これが被災者に心筋梗塞を発症させて、被災者を死に至らしめたことと認めるとは相当である。 	○		○		拘束時間 交替・深夜 作業環境 (温度)
拘束時間数	実労働時間数	残業時間数																																																		
1月 5日 2 1時間 5 0分	1 9時間 3 0分	3 時間 3 0分																																																		
1月 3日 1 9時間 1 5分	1 7時間 2 0分	1 時間 2 0分																																																		
12月31日 2 1時間 3 5分	1 7時間 4 0分	1 時間 4 0分																																																		
12月29日 2 3時間 4 0分	2 2時間 2 0分	6 時間 2 0分																																																		
12月27日 2 2時間 3 5分	2 0時間 2 5分	4 時間 2 5分																																																		
12月25日 2 2時間 1 0分	2 0時間 4 5分	4 時間 4 5分																																																		
12月21日 2 1時間 3 0分	2 0時間 1 0分	4 時間 1 0分																																																		
12月19日 2 2時間 5 0分	2 0時間 4 0分	4 時間 4 0分																																																		
12月17日 2 1時間 3 0分	1 9時間 1 5分	3 時間 1 5分																																																		
12月15日 2 2時間 3 5分	2 1時間	5 時間																																																		
12月11日 2 2時間 0 5分	2 0時間	4 時間																																																		
12月 9日 2 0時間 3 5分	1 7時間 3 0分	1 時間 3 0分																																																		
12月 7日 2 2時間	1 9時間 2 0分	3 時間 2 0分																																																		

5 「交替制勤務・深夜勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																																					
B6	<p>・死亡時54歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (平成2年3月16日発症)</p> <p>・職種 梱包作業員</p> <p>・経過 京都地裁 国賠訴○ (平成14年10月24日)</p> <p>大阪高裁 国敗訴● (平成18年4月28日)</p>	<p>・不安定狭心症</p>	<p>●発症前8か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>56時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>57時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>15時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>30時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>53時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>65時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>36時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>47時間30分</td> <td></td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	56時間30分		発症前2か月	57時間00分		発症前3か月	15時間00分		発症前4か月	30時間45分		発症前5か月	53時間45分		発症前6か月	65時間00分		発症前7か月	36時間30分		発症前8か月	47時間30分		<p>・交替制勤務・深夜勤務勤務状況(回数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>昼勤</td> <td>夜勤</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※昼勤 午前8時～午後8時 夜勤 午後8時～午前8時 所定外勤務を含む。</p> <p>3月5日から3日間の昼勤の12時間勤務を行い、翌日から夜勤を2日連続し、夜勤明けと休日を経て、同月12日から2日連続して夜勤を行った。</p> <p>・身体的負荷 企業組織の再編成で50歳になってから深夜交替制の肉体労働(包装業務)に従事。本件業務の作業強度は、動的な筋労作(等張性筋収縮)の要素と静的な筋労作(等尺性筋収縮)の要素が組み合わさった中程度のもの、肉体的にも相当疲労度の高い負荷をもたらす</p>		昼勤	夜勤	発症前1か月	12	8	発症前2か月	12	8	発症前3か月	6	5	発症前4か月	11	8	発症前5か月	12	8	発症前6か月	12	10	発症前7か月	11	7	発症前8か月	8	10	<p>・被災者の死亡1か月前及び2か月前の時間外労働時間をみると、それぞれ、56.5時間及び57時間となっており、被災者は死亡直前の時期において恒常的に長時間労働に従事しており、また、死亡6か月前から死亡するまでの間も、年末年始の時期を除けば、恒常的に長時間労働に従事していた</p> <p>・夜勤の生体への影響を合わせ考えると、被災者は長年深夜交替勤務を含む本件業務に従事することにより平成2年1月当時には専門検討会報告書にいうところの「疲労の蓄積」状態ないしこれに近い状態にあったものとみられ、このような、本件業務を長期間継続したことによる負荷要因が不安定狭心症の発症にも何らかの関与をしたものと考えるのが相当である。</p> <p>・本件の場合、被災者の年齢との対比でみた場合の本件業務の作業強度は軽作業の範疇に属するようなものではなく、しかも、被災者は、1日12時間拘束という長時間労働に服していた上、深夜交替勤務という生体リズムと生活リズムの位相のずれが大きい労働への従事を求められていた</p> <p>・上記負荷の蓄積により本件事故前日の年休のみでは疲労の回復ないし解消が得られていないにもかかわらず、本件事故当日休暇取得の申出をしにくい状況の下で本件業務に従事したことによって更に負荷の暴露を受けざるを得なかったことにより、長期間にわたって本件業務に従事したことによる負荷のばく露と相俟って、勤務態様及び労働密度を含めたところの、本件業務に内在する般的危険性が顕現化し、血管病変が自然的経過を超えて急激に著しく増悪し急性心筋梗塞の発症を早めるのに大きく寄与したと推認するのが相当である。</p>	○	○	56時間30分(1か月)	交替・深夜 身体的負荷
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																													
発症前1か月	56時間30分																																																														
発症前2か月	57時間00分																																																														
発症前3か月	15時間00分																																																														
発症前4か月	30時間45分																																																														
発症前5か月	53時間45分																																																														
発症前6か月	65時間00分																																																														
発症前7か月	36時間30分																																																														
発症前8か月	47時間30分																																																														
	昼勤	夜勤																																																													
発症前1か月	12	8																																																													
発症前2か月	12	8																																																													
発症前3か月	6	5																																																													
発症前4か月	11	8																																																													
発症前5か月	12	8																																																													
発症前6か月	12	10																																																													
発症前7か月	11	7																																																													
発症前8か月	8	10																																																													
B8	<p>・発症時49歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日11ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>労働時間数</td> <td>乗務時間数</td> <td>深夜労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>8時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務</p> <p>・拘束時間の長い勤務</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境、深夜勤務</p> <p>・振動、騒音、タービュランス(※乱気流による飛行機の揺れ)にばく露されたり、食事や休憩が満足に取れない、不審者への対応などの機内秩序維持に気を配らなければならないといったように身体的・精神的ストレスにさらされやすい業務環境</p> <p>国際線乗務員について、時差や気候の急激な変化による心身の負担、かつ、早朝・深夜・徹夜勤務等による心身の負担は相当なもの</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。</p> <p>・被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間(就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字)を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同僚と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の両面からみてこのように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。</p> <p>・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係を明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。</p> <p>・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>	○		乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張																										
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																																												
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																																												
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																																												
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分																																																												
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																																												
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																																												
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																																												

5 「交替勤務・深夜勤務」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																					
B13	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時47歳 男性 ・疾病 脳梗塞(平成6年4月29日発症) ・職種 事務職員(課長) ・経過 東京地裁 国勝訴○(平成20年5月19日) 東京高裁 国敗訴●(平成20年11月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心房細動 ・徐脈性不整脈 ・中性脂肪(257mg/dl) ・喫煙(1日当たり15本) ・飲酒(毎日、ビール、ウーロンハイを1~2杯) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 <table border="1"> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>77時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>57時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>41時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>54時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>38時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>36時間30分</td> <td></td> </tr> </table>	発症前1か月	77時間30分		発症前2か月	57時間30分		発症前3か月	41時間30分		発症前4か月	54時間30分		発症前5か月	38時間00分		発症前6か月	36時間30分		<ul style="list-style-type: none"> ・深夜勤務 4月18日徹夜作業(睡眠2時間あまり)19日全日勤務 ・精神的緊張を伴う業務 上司は、月に2回以上、執拗に、かつ、数回は2時間を超えて被災者を起立させたまま、叱責していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の時間外労働時間は、認定基準に満たないとしても、相当長時間のものであると評価することができる。 ・被災者は、既に持続性心房細動の状態にあったものであるところ、この持続性心房細動は自然経過で発生したのではなく、本件会社の業務上の負荷、特に上司により頻繁に繰り返される執拗かつ異常な叱責によるストレスに加えて、4月18日~19日の徹夜作業に伴うストレスを誘因として発生したものであり、これに伴うフィブリン血症が本件疾病を発症させたものと認めるのが相当である。 ・なお、心房細動の誘因としては、飲酒、喫煙、ストレス、睡眠不足などがあるが、被災者は、喫煙を断っていたところ、上司からの叱責によるストレスから再び喫煙をするようになり、また、同様の理由で酒量が増加したものであるから、本件疾病の発生に飲酒、喫煙が何らかの影響を与えていた可能性があるにしても、それを理由に業務起因性を否定するのは相当ではない。 		○	○	77時間30分(1か月)	交替・深夜 精神的緊張			
発症前1か月	77時間30分																														
発症前2か月	57時間30分																														
発症前3か月	41時間30分																														
発症前4か月	54時間30分																														
発症前5か月	38時間00分																														
発症前6か月	36時間30分																														
B14	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時35歳 男性 ・疾病 急性心筋梗塞(平成13年3月13日発症) ・職種 飲食店店長 ・経過 大阪地裁 国勝訴○(平成20年12月22日) 大阪高裁 国敗訴●(平成21年8月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙歴(約20年にわたり1日20本ないし40本程度) ・飲酒(1日、3合のアルコール摂取) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 <table border="1"> <tr> <td>発症前1週間</td> <td>19時間49分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>100時間14分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>73時間09分</td> <td>86時間41分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>71時間34分</td> <td>81時間39分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>48時間33分</td> <td>73時間22分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>60時間19分</td> <td>70時間45分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>21時間47分</td> <td>62時間36分</td> </tr> </table>	発症前1週間	19時間49分		発症前1か月	100時間14分		発症前2か月	73時間09分	86時間41分	発症前3か月	71時間34分	81時間39分	発症前4か月	48時間33分	73時間22分	発症前5か月	60時間19分	70時間45分	発症前6か月	21時間47分	62時間36分	<ul style="list-style-type: none"> ・連続勤務 ・深夜勤務 発症当時は、深夜勤務帯に勤務することに慣れてきたとみられることもできるが、他方、店長会議や他店への応援の際には、日中の時間帯から勤務をすることになるから、深夜時間帯に慣れかけてきた生活リズムが乱れて自律神経のバランスを失わせる原因になったと推認できる ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数には手待時間がある程度含まれているとしても、被災者が従事していた業務の労働密度が低いとはいえず、このような100時間を超える時間外労働に加えて、休日を十分取得できないことから、疲労を回復することができず蓄積していったものと認められる。そして、被災者の発症前2か月の時間外労働時間数が73時間9分、発症前3か月の時間外労働時間数が71時間34分と1か月当たり45時間を超え、業務と発症との関連性が強いと評価される80時間に近い時間外労働に従事していたことを併せ考慮すれば、被災者の本件発症当時の疲労の蓄積は、かなりのものであったと認められる。 ・それに加えて、深夜勤務であるのに、店長会議や他店の応援のために日中から勤務を行うことで自律神経の変調を来していたものと認められる。 ・被災者の本件発症前の業務が、上記のとおり、疲労を蓄積させ、自律神経の乱れを生じさせるに足るものであることからすれば、喫煙歴というリスクファクターがあることを考慮しても、本件疾病は、控訴人が従事していた業務による精神的、身体的負荷によって、被災者の血管病変(内皮障害)をその自然の経過を超えて増悪させ、発症に至ったものと認めるのが相当であって、本件発症と被災者の従事していた業務との間に相当因果関係の存在を肯定することができる。 			○	100時間14分(1か月)	交替・深夜 精神的緊張
発症前1週間	19時間49分																														
発症前1か月	100時間14分																														
発症前2か月	73時間09分	86時間41分																													
発症前3か月	71時間34分	81時間39分																													
発症前4か月	48時間33分	73時間22分																													
発症前5か月	60時間19分	70時間45分																													
発症前6か月	21時間47分	62時間36分																													

6 「作業環境」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																																									
B4	<p>・死亡時49歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (平成3年1月6日発症)</p> <p>・職種 自動車運転手（タクシー）</p> <p>・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成15年8月6日) 広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成16年12月9日)</p>	<p>・喫煙習慣</p> <p>・高血圧</p> <p>・高脂血症</p> <p>・糖尿病</p> <p>・狭心症</p>	<p>・1か月の平均勤務日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>拘束時間数</th> <th>実労働時間数</th> <th>残業時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月5日</td><td>21時間50分</td><td>19時間30分</td><td>3時間30分</td></tr> <tr><td>1月3日</td><td>19時間15分</td><td>17時間20分</td><td>1時間20分</td></tr> <tr><td>12月31日</td><td>21時間35分</td><td>17時間40分</td><td>1時間40分</td></tr> <tr><td>12月29日</td><td>23時間40分</td><td>22時間20分</td><td>6時間20分</td></tr> <tr><td>12月27日</td><td>22時間35分</td><td>20時間25分</td><td>4時間25分</td></tr> <tr><td>12月25日</td><td>22時間10分</td><td>20時間45分</td><td>4時間45分</td></tr> <tr><td>12月21日</td><td>21時間30分</td><td>20時間10分</td><td>4時間10分</td></tr> <tr><td>12月19日</td><td>22時間50分</td><td>20時間40分</td><td>4時間40分</td></tr> <tr><td>12月17日</td><td>21時間30分</td><td>19時間15分</td><td>3時間15分</td></tr> <tr><td>12月15日</td><td>22時間35分</td><td>21時間</td><td>5時間</td></tr> <tr><td>12月11日</td><td>22時間</td><td>20時間</td><td>4時間</td></tr> <tr><td>12月9日</td><td>20時間35分</td><td>17時間30分</td><td>1時間30分</td></tr> <tr><td>12月7日</td><td>22時間</td><td>19時間20分</td><td>3時間20分</td></tr> </tbody> </table>	日	拘束時間数	実労働時間数	残業時間数	1月5日	21時間50分	19時間30分	3時間30分	1月3日	19時間15分	17時間20分	1時間20分	12月31日	21時間35分	17時間40分	1時間40分	12月29日	23時間40分	22時間20分	6時間20分	12月27日	22時間35分	20時間25分	4時間25分	12月25日	22時間10分	20時間45分	4時間45分	12月21日	21時間30分	20時間10分	4時間10分	12月19日	22時間50分	20時間40分	4時間40分	12月17日	21時間30分	19時間15分	3時間15分	12月15日	22時間35分	21時間	5時間	12月11日	22時間	20時間	4時間	12月9日	20時間35分	17時間30分	1時間30分	12月7日	22時間	19時間20分	3時間20分	<p>・拘束時間の長い業務 死亡前の13業務（1か月の平均勤務日）では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていた</p> <p>・深夜勤務 勤務の全てについて長時間の深夜勤務が含まれていた</p> <p>・作業環境（寒冷） 1月6日の早朝という寒さが厳しい中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシ-のヒーターが切れて車内の温度が低下していった</p>	<p>・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）は、自動車運転者の労働条件の最低基準を定めることによって、労働条件の改善向上を図り、併せて過労等に基づく交通事故の防止に寄与することを目的としたものと解されるから、「改善基準」は、業務の過重性判断の1つの指標となり得るものというべきである。</p> <p>そこで、「改善基準」に照らして考察すると、被災者は、平成2年12月には及ばないものの、平成2年5月から11月までの間も、相当長時間の業務に従事したこと、死亡前の13業務（1か月の平均勤務日）では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行っていたこと、被災者の勤務は、隔日勤務でもそもそも所定時間が19時間という長時間であり、しかも、夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等常に緊張を強いられていたものであったことを総合すると、被災者の死亡前の業務は、身体的精神的に両面からして、過重なものであったと認めることができる。</p> <p>・1月6日の早朝という寒さが厳しい中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシ-のヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者に心筋梗塞が発症し、被災者が死亡するに至ったと推認されることからすると、本件の場合、その温度の低下の仕方は不明であるといわざるを得ないが、過重な労働による疲労及び厳冬の厳しい寒さによって、被災者の基礎疾患である高血圧等が自然的経過を超えて急激に悪化し、これが被災者に心筋梗塞を発症させて、被災者を死に至らしめたものと認めるのが相当である。</p>	○		○			拘束時間 交替・深夜 作業環境 (温度)
日	拘束時間数	実労働時間数	残業時間数																																																																
1月5日	21時間50分	19時間30分	3時間30分																																																																
1月3日	19時間15分	17時間20分	1時間20分																																																																
12月31日	21時間35分	17時間40分	1時間40分																																																																
12月29日	23時間40分	22時間20分	6時間20分																																																																
12月27日	22時間35分	20時間25分	4時間25分																																																																
12月25日	22時間10分	20時間45分	4時間45分																																																																
12月21日	21時間30分	20時間10分	4時間10分																																																																
12月19日	22時間50分	20時間40分	4時間40分																																																																
12月17日	21時間30分	19時間15分	3時間15分																																																																
12月15日	22時間35分	21時間	5時間																																																																
12月11日	22時間	20時間	4時間																																																																
12月9日	20時間35分	17時間30分	1時間30分																																																																
12月7日	22時間	19時間20分	3時間20分																																																																
B5	<p>・死亡時55歳 男性</p> <p>・疾病 急性心筋梗塞 (平成元年7月29日発症)</p> <p>・職種 自動車運転手</p> <p>・経過 東京地裁 国勝訴○ (平成15年7月2日) 東京高裁 国敗訴● (平成16年12月16日)</p>	<p>・労作性狭心症（重症）</p> <p>・陳旧性心筋梗塞</p> <p>・2枝病変患者</p> <p>・高血圧</p> <p>・喫煙 (1日10本)</p> <p>・肥満</p>		<p>・作業環境（寒冷） 被災者は、約3時間にわたり車両（4トン冷凍冷蔵庫）を運転し、引き続き外気温よりも20度前後低いコンテナ内に入って、積荷の積み替え作業を開始したことによって、被災者の死亡当日の業務が被災者に対してかなりの身体的負荷を与えたものといえることができる。</p>	<p>・被災者は、正に外気温よりも20度前後低い温度で管理されているコンテナ内に入り、積荷の積み替え作業を開始した直後に積荷を抱えた状態で発作を起こしたという時間的な経緯も考慮するならば、被災者の死因となった新たな急性心筋梗塞又は心筋虚血に伴う致死性不整脈は、基礎疾患である冠動脈硬化の自然的経過を超えて発症したものとみるのが相当である。</p>	○				作業環境 (温度)																																																									

6 「作業環境」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																												
B7	<p>・死亡時48歳 男性</p> <p>・疾病 致死的不整脈による突然死 (平成7年7月17日発症)</p> <p>・職種 荷役作業員</p> <p>・経過 大阪地裁 国勝訴○ (平成16年11月17日)</p> <p>大阪高裁 国敗訴● (平成18年9月28日)</p>	<p>・大動脈弁閉鎖不全</p> <p>・僧帽弁狭窄症</p> <p>・不整脈（心房細動）</p> <p>・肥満</p> <p>・慢性癒着性心膜炎（死亡時）</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1週間</td> <td>1時間13分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>23時間21分</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 発症前6か月間に時間外労働が1か月当たり30時間を超えることはなかった。</p>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1週間	1時間13分		発症前1か月	23時間21分		<p>・作業環境（暑熱） 本件発症時は夏で、7月に入って最高気温はほぼ28℃を超え、同月8日以降はほぼ30℃を超えていたところ、被災者が従事していたはしけ内の温度は高かったものであり、また、本件発症当日は、降雨があったためか、湿度が高く、本件作業が海上における作業であったことを考慮すると、はしけ内の温度は、屋上よりもかなり高かったものと推測される。</p> <p>・精神的緊張を伴う業務</p> <p>・身体的負荷</p>	<p>・被災者の発症当時の作業は、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものであるところ、直前の1週間の業務内容は、ほとんど残業がなく、半日勤務も2日間、通常週1日しかない休業が2日間あるなど、たまたま比較的軽い業務内容になっていたものであり、その比較的軽い業務内容等に被災者の身体が順応していたものと推測されるのであるが、被災者は、本件発症当日、2日間の休業明けの出動であり、通常どおり出動して通常どおりの作業をし、その後久しぶりの残業をしたことで、<u>前の週の業務と比較すると、相当厳しい業務となったものというべきであるから、被災者の本件発症当時の業務の負担は相当高かったとみるのが相当である。</u></p>	○	○			作業環境（温度） 精神的緊張 身体的負荷																			
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																				
発症前1週間	1時間13分																																					
発症前1か月	23時間21分																																					
B8	<p>・発症時49歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日11ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>労働時間数</td> <td>乗務時間数</td> <td>深夜労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>8時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・ 時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務</p> <p>・拘束時間の長い勤務</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境（時差等）、深夜勤務 振動、騒音、タービュランス（※乱気流による飛行機の揺れ）にばく露されたり、食事や休憩が満足に取れない、不審者への対応などの機内秩序維持に気を配らなければならないといったように身体的・精神的ストレスにさらされやすい業務環境</p> <p>国際線乗務員について、時差や気候の急激な変化による心身の負担、かつ、早朝・深夜・徹夜勤務等による心身の負担は相当なもの</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、<u>時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。</u></p> <p>・被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間（就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字）を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同僚と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の面から<u>みてこのように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。</u></p> <p>・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係を明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。</p> <p>・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>			○	乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																			
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																			
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																			
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分																																			
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																			
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																			
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																			

6 「作業環境」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B17	<p>・発症時52歳 男性</p> <p>・疾病 左脳内出血 (平成13年1月13日発症)</p> <p>・職種 コンクリート型枠工</p> <p>・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成21年11月26日)</p> <p>広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成22年11月11日)</p>	<p>・脳内出血（左視床出血） (平成12年7月21日発症)</p> <p>・高血圧 (150/104 mmHg)</p> <p>・喫煙 (1日に15本ないし20本)</p> <p>・飲酒 (1日に日本酒2合)</p>	<p>●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 42時間45分 発症前2か月 75時間00分 発症前3か月 79時間05分 発症前4か月 89時間15分 発症前5か月 8時間20分 発症前6か月 9時間20分</p> <p>時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数</p> <p>58時間52分 65時間36分 69時間16分 57時間08分 49時間07分</p>	<p>・作業環境 作業内容（ホースの先端を持って型枠に生コンクリートを流し入れる作業等）自体をもって直ちに身体的に著しく過重な労働であったとまで言うことはできないが、被災者の従事していた作業はすべて屋外の土木、建設現場作業であり、寒暖など気候の影響をもろに受け、そのような中で長時間働くことになると、その労働の重さは顕著と考えられ、肉体的疲労を招きやすいものといえる。高血圧の進行、血圧の上昇との関係でも、暑熱あるいは寒冷にさらされた場合には、相当の影響があるものと考えられる。</p> <p>・精神的負荷（・身体的負荷） 労災事故により、左下腿部に相当重い傷を負い、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死</p>	<p>・被災者の発症前4か月の時間外労働時間は70時間に達していることは業務の著しい過重性を示しており、発症前2か月ないし4か月目がいずれの80時間前後に達していることは、血圧の上昇、著しい疲労の蓄積を招きうる業務の過重性を表すものといえる。</p> <p>・被災者は、平成12年10月30日（※発症2.5か月前）に、労災事故により、左下腿部に、挫滅創を有する相当重い傷を負った。しかし、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、ようやく3日目に受診したが、医師から入院を検討されるほどの状態であったにもかかわらず、休暇を取ることが出来ず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死に至っており、このことは、労働時間だけは評価し尽くせない肉体的・精神的負荷があったものと認めるべき。</p> <p>・被災者は、平成12年に高血圧性脳内出血（前回疾病）に罹患し、その症状がおおむね治まっていたとはいえ、高血圧は基礎疾患として存したものであり、脳内出血の再発について、健康人に比べて危険後が高く、業務負荷への耐性がより低く、極力時間外労働を少なくすることが望まれた。しかし、前回疾病からの復帰後の時間外労働は、前回疾病前の半年間と比較しても、著しく増加しており、休暇をとったときに出勤を求められ、その後ほとんど休暇が取れなかったことや、労災事故の際の経過をみても、被災者に対する配慮は職場において全く窺えないものであり、このため、被災者には、業務量が、健康人の場合よりも著しく重い負担になったものとみられる。</p> <p>・したがって、被災者は、その業務上、長期間にわたる長時間の過重労働等により疲労を蓄積し、脳内出血を惹起する危険性が著しく高まっていた上に、本性発症の当日の朝、現場において寒冷な外気の下で作業を行ったという業務による急性の負荷を引き金として本性発症を発生したものと考えられる。</p> <p>・なお、高血圧、飲酒、喫煙等は脳出血の発症に作用する危険因子であるが、被災者の高血圧については降圧剤の投与によって正常範囲であり、喫煙や飲酒は従前から続いているもので、これにより血圧が急速に上昇したとみるべき証拠はない。</p>	○		○	69時間16分 (4か月平均) 2か月前～4か月前 各月 約80時間	作業環境 (温度) 精神的緊張

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																						
A6	<p>・発症時36歳 男性</p> <p>・疾病 脳出血 (平成10年7月21日発症)</p> <p>・職種 銀行員</p> <p>・経過 和歌山地裁 国敗訴● (平成22年 1月12日)</p> <p>大阪高裁 国勝訴○ (平成23年 1月25日)</p>	<p>・Ⅲ度高血圧</p> <p>・高脂血症</p> <p>・BMI：3.3</p> <p>・喫煙 1日20本</p> <p>・飲酒 同僚等との食事の際に飲酒する程度</p> <p>・父：脳出血（53歳発症） 母：脳梗塞（51歳発症）</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>77時間58分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>75時間50分</td> <td>76時間54分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>40時間21分</td> <td>64時間43分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>69時間21分</td> <td>65時間52分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>84時間25分</td> <td>69時間35分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>93時間05分</td> <td>73時間30分</td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	77時間58分		発症前2か月	75時間50分	76時間54分	発症前3か月	40時間21分	64時間43分	発症前4か月	69時間21分	65時間52分	発症前5か月	84時間25分	69時間35分	発症前6か月	93時間05分	73時間30分	<p>・精神的緊張を伴う業務 被災者は、発症の6か月前までの間に、初めて支店長代理に就任したが、以前の不幸事が発覚し、10年6月に降格処分を受けて貸付係長に就任した。支店長代理の業務や貸付部門の業務は被災者にとって初めての経験で責任も重く、不慣れな業務による精神的負担があった。また、降格処分についても、被災者への精神的負荷は大きかったと考えられる。</p>	<p>・発症前1週間の総労働時間数は50時間3分、時間外労働時間数は10時間3分、発症前3日間は休日であるから、短期間の過重業務に就労したということではない。</p> <p>・発症6か月前の期間については、発症前3か月目を除き、5か月にわたって1か月当たり45時間を大幅に上回る時間外労働があり（6か月の平均で73時間30分）、特に、発症前6か月目では93時間5分にも及ぶ時間外労働があったことになるから、業務と発症との一定程度の関連性があったとすることができる。もっとも、発症前1か月目の時間外労働が100時間に達しておらず、かつ、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均が80時間を超えることはなかったのであるから、上記関連性が強いものであったとまではいえない。</p> <p>・本件疾病発症前の約2か月前以降は降格処分等によって精神的負担を感じていたということではあるものの、労働時間の点では短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれにも就労していたとはいえないから、業務による明らかに過重負荷があったということではない。</p> <p>・被災者には、遅くとも平成6年以降、脳内出血の最大のリスクファクターである高血圧がみられ、平成8年以降は、Ⅲ度高血圧と診断されていた上、肥満や喫煙習慣といったその他のリスクファクターもあり、しかも、本件疾病発症3日間の休日においては睡眠を十分に取ることなく韓国旅行を楽しんでいたのである。</p> <p>・被災者の右被殻出血は、被災者がもともと業務とは無関係に有していた脳内出血の私的なリスクファクターに韓国旅行での肉体的疲労が引き金となって発症したものと考えるのが合理的であり、業務による明らかに過重負荷が加わって血管病変等の基礎的病態が自然的経過を超えて著しく増悪したものと認められない。</p> <p>・本件疾病は、被災者の業務に内在する危険が現実化したものと評価することはできず、被災者の業務と本件疾病との相当因果関係を認めることはできない。</p>		○	○	77時間 58分 (1か月平均)	73時間 30分 (6か月平均)	精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																														
発症前1か月	77時間58分																															
発症前2か月	75時間50分	76時間54分																														
発症前3か月	40時間21分	64時間43分																														
発症前4か月	69時間21分	65時間52分																														
発症前5か月	84時間25分	69時間35分																														
発症前6か月	93時間05分	73時間30分																														
A8	<p>・発症時51歳 男性</p> <p>・疾病 硬膜動静脈瘻による脳内出血 (平成17年12月27日発症)</p> <p>・職種 大学助教授</p> <p>・経過 福岡地裁 国敗訴● (平成24年12月26日)</p> <p>福岡高裁 国勝訴○ (平成26年 1月28日)</p>	<p>・高脂血症</p> <p>・高血圧症</p> <p>・高血圧性心臓病</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>56時間24分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>62時間10分</td> <td>59時間17分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>71時間10分</td> <td>63時間14分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>43時間07分</td> <td>58時間12分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>32時間57分</td> <td>53時間09分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>90時間00分</td> <td>59時間18分</td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	56時間24分		発症前2か月	62時間10分	59時間17分	発症前3か月	71時間10分	63時間14分	発症前4か月	43時間07分	58時間12分	発症前5か月	32時間57分	53時間09分	発症前6か月	90時間00分	59時間18分	<p>・出張の多い業務 7月4～8日 北海道（ただし、6日午後以降は観光） 7月17～21日 上海 8月22～23日 東京 9月29日～10月10日 サルディニア（イタリア）、ロンドン（ただし、9/20、10/1は観光） 11月2～6日 上海（ただし私事旅行願あり） 11月10～12日 東京 12月15日 東京 12月21～26日 上海（ただし私事旅行願あり）</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 労働密度の高さ</p>	<p>・量的過重性について 被災労働者の業務が明らかに過重であったとまではいえず、本件における被災者の時間外労働時間数をもって、被災者の業務と本件疾病の発症との間に因果関係があるものと認められるということではない。</p> <p>・質的過重性について 労働密度の高さゆえ、被災者は相当に繁忙であったと認めることはできるけれども、他の教員の業務と比べ、質的あるいは量的に特異なものとまでは認められないから、被災者の業務の内容それ自体をもって、被災者に対し物的あるいは心的な過度の負担をもたらしたとまで認めることはできない。</p> <p>・被災者は、国内外への出張を複数回行っているが、その中には、業務内容が不明なもの、あるいは業務と無関係のものも含まれている上に、被災者に負担にかかる業務が存在したものと認められないことからすれば、被災者の出張業務に伴う負荷が過重であったと断定することはできない。</p> <p>・被災者の業務が過重であったとは認められない上に、硬膜動静脈瘻の成因については不明であること等を併せ考慮すると、被災者の業務と本件疾病との相当因果関係を認めるには不足するというべきである。</p>			○			出張 精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																														
発症前1か月	56時間24分																															
発症前2か月	62時間10分	59時間17分																														
発症前3か月	71時間10分	63時間14分																														
発症前4か月	43時間07分	58時間12分																														
発症前5か月	32時間57分	53時間09分																														
発症前6か月	90時間00分	59時間18分																														

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外	
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時42歳 男性 ・疾病 右脳出血 (平成20年8月19日発症) 同年11月30日死亡) ・職種 観光バス運転手 ・経過 長野地裁 国敗訴● (平成28年 1月22日) 東京高裁 国勝訴○ (平成29年 7月11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳動静脈奇形 ・飲酒 (1日、缶ビール1～2本) ・喫煙 (1日 1箱程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 4 5時間 4 0分 発症前2か月 3 6時間 1 0分 発症前3か月 2 0時間 2 5分 発症前4か月 4 7時間 5 0分 発症前5か月 3 8時間 1 0分 (24日間) 	<p>時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数</p> <p>39時間55分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不規則な業務 ・拘束時間が長い業務 ・出張の多い(宿泊を伴う)業務 ・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務 大型バスの運転業務は、多数の乗客の安全を担うものであるから、精神的緊張を伴う業務であると認められるが、14年の運転手経験を有している等から、余裕をもって運転業務を行っていたことが認められる。これに加え、休憩時間や空き時間が含まれることから、労働密度は高いものであったとはいえず、休憩をよることによって、精神的緊張から解放され、疲労からの回復を一定程度図ることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バスの運転業務により被災者に生じる精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることはできない。 ・被災者の業務には、労働時間以外の勤務の不規則性、深夜勤務があること、拘束時間が長いこと、宿泊を伴う勤務があること、精神的緊張を伴う勤務であることという負荷要因が認められるものの、これらの要因による身体的、精神的負荷の程度について、日常業務による身体的、肉体的負荷と比較して特に過重なものであったとは認められない。 ・本件業務の労働時間による負荷の程度と、労働時間以外の負荷要因による負荷の程度とを総合して、本件業務により負荷の程度を評価しても、医学経験上、本件疾病の発症の基礎となる血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、脳動脈奇形の破裂等本件疾病の発症に至らせるほどの強度の精神的、身体的負荷であったとは認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないというべきである。 ・本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。 					不規則 拘束時間 出張 交替・深夜 精神的緊張
A11	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時47歳 男性 ・疾病 急性心不全 (平成26年2月7日発症) ・職種 営業販売業務（魚菜等） ・経過 福岡地裁 国敗訴● (令和元年 6月14日) 福岡高裁 国勝訴○ (令和元年12月 5日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・脂質異常症（高トリグリセライド血症） ・喫煙歴 30年 (1日20本) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 7 1時間 3 3分 発症前2か月 3 6時間 2 7分 発症前3か月 6 3時間 5 7分 発症前4か月 7 7時間 1 2分 発症前5か月 1 0 5時間 2 0分 発症前6か月 6 7時間 0 0分 	<p>時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数</p> <p>70時間15分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的緊張を伴う業務 被災者が死亡直前の2月5日及び6日に従事した消毒業務については平素の業務に比較して、肉体的、精神的緊張が大きい面があったとは認められるものの、普段の業務と全く異質の業務とはいえず、作業環境が過酷であったり、精神的緊張が著しいものであったりしたとまでは認め難い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前6か月間の業務は例年と異なり繁忙期を過ぎても70時間前後の比較的長時間の時間外労働に従事していたことは認められるものの、認定基準にいう発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働に従事していた事実を認めることはできない。 その上、基本的には日中、昼頃から午後4時頃までの間、待ち時間が生じており、その労働密度が高かった様子をうかがわれない。 ・被災者が死亡直前の2月5日及び6日に従事した消毒業務については平素の業務に比較して、肉体的、精神的緊張が大きい面があったとは認められるものの、普段の業務と全く異質の業務とはいえず、作業環境が過酷であったり、精神的緊張が著しいものであったりしたとまでは認め難い。 ・医学専門家意見書によれば、高トリグリセライド血症、脂質異常症が心筋梗塞の発症原因となることは明らかである。また、同意見書によっても、中性脂肪濃度が高いことや喫煙は心疾患のリスクファクターとはされているが、それが被災者の心室細動に与えた具体的影響は不明とするのみであって、関連性は否定されていない。 ・被災者の従事していた業務による負荷は、急性心不全の原因となった心室細動の発症の基礎となった血管病変等を自然的経過を越えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる程度に過重なものであったと認めることができず、他方、被災者は、心室細動の発症との間で関連性を否定できない複数のリスクファクターを有していたことが認められる。 これらの事情を考慮するならば、被災者の業務と急性心不全の発症との間に相当因果関係があると認めることができないうべきである。 					70時間前後 精神的緊張

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B2	<p>・発症時46歳 男性</p> <p>・疾病 脳内出血 (平成3年4月27日発症)</p> <p>・職種 ホテル勤務</p> <p>・経過 甲府地裁 国勝訴● (平成14年2月12日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成15年3月17日)</p>	<p>・腎性高血圧症</p> <p>・腎不全</p>	<p>●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 発症前2か月 発症前3か月 発症前4か月 発症前5か月 発症前6か月</p> <p>時間外労働時間数 115時間29分 101時間19分 70時間17分 66時間35分 86時間16分 42時間35分</p> <p>月平均時間外労働時間数 108時間24分 80時間25分</p>	<p>・精神的緊張を伴う業務 発症当日、上司から、当日には本件ホテルの従業員の結婚式があり、販売課の従業員が自分以外すべてその結婚式に招待されているので、2人で仕事をすると言われたこと、そのような状況の中で、(発症直前に)上司から、「この調子でいけば、売上目標を達成できる、これで初七日が入れば達成できる」と言われ、この言葉を初七日に営業を集中するようにとの指示であると思ひ込み、家族が死亡したばかりの家にセールスに出向かなければならないものと考え、そのような営業は従来経験したことがなかったのみならず全くの予想外の言葉であったため、大変な精神的なショックを受けたことが認められる。</p>	<p>・被災者の業務内容は、消極的・定型的なものだけではなく、積極的・非定型的な外交営業活動によって契約を獲得することを主眼としていた。営業活動は、売り上げ目標の達成にとって重要な役割を有していたことが認められ、そして、外交営業活動のため主に自転車を利用していたことは、被災者にとって、肉体的に相当の疲労を伴うものであった。</p> <p>・被災者の業務の性質、本件ホテルにおける地位・役割、原告の勤務状況、生活状況に照らすと、慢性腎不全及び腎性高血圧症を有する被災者のように、基礎疾患等を有しつつも通常の軽作業に従事することが可能な労働者にとって、相当な疲労を伴う日常業務が、それに随伴する長時間にわたる時間外の労働や付き合いの飲食等と相まって、被災者に対し、長期間にわたり継続して過重な肉体的・精神的負荷を及ぼし、直前の上司との会話によって受けた精神的負荷を契機として、原告の血管病変を、その自然経過を超えて増悪させ、本件疾病の発症に至ったものと認めるのが相当である。</p>	○		○	115時間 29分 (1か月)	精神的緊張
B3	<p>・死亡時42歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (昭和61年12月31日発症)</p> <p>・職種 生命保険契約の募集業務</p> <p>・経過 岡山地裁 国敗訴● (平成14年9月4日)</p> <p>広島高裁岡山支部 国敗訴● (令和15年12月4日)</p>	<p>・高脂血症</p> <p>・高尿酸血症</p> <p>・喫煙</p>		<p>・精神的緊張を伴う業務 入院中であり、松葉杖をつかなければ歩かないにもかかわらず、年末に業務を指示され、行わなければならない理不尽さに対する憤まんも大きいものと認められるから、被災者の負っている精神的ストレスは、通常の営業社員よりも過大なものであったと認めることができる。</p> <p>・身体的負荷 松葉杖をつきながらの本件カレンダー配布業務は、肉体的に、日常業務の範囲を超える過重な業務であったと認められる。</p>	<p>・被災者は、営業社員の通常の所定業務と比較して、業務として、過大な精神的ストレスを負っており、かつ、過重なカレンダー配布を行ったことが認められる。</p> <p>・被災者の入院当初の9月2日の血液検査では通常の値を示していた総コレステロール値、中性脂肪値、尿酸値が、12月26日には全て基準値を超え、高脂血症、高尿酸血症の状態であったことや、喫煙をすることを除けば、被災者には、自然的経過により心筋梗塞を発生させるような特段の心疾患の病歴等を有していなかったこと、被災者は、過重な精神的ストレス下で、本件カレンダー配布業務という過重な業務に従事した後、その約6時間後に死亡したこと、他に被災者に心筋梗塞を含む心疾患を発生させる有力な原因があったとは認められないことかすれば、本件カレンダー配布業務が有力な原因となって心筋梗塞が発症したと認めることが自然であり、カレンダー配布業務と被災者の死亡との間に相当因果関係があると認められる。</p>	○	○			精神的緊張 身体的負荷

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																												
B7	<p>・死亡時48歳 男性</p> <p>・疾病 致死的不整脈による突然死(平成7年7月17日発症)</p> <p>・職種 荷役作業員</p> <p>・経過 大阪地裁 国勝訴○ (平成16年11月17日)</p> <p>大阪高裁 国敗訴● (平成18年9月28日)</p>	<p>・大動脈弁閉鎖不全</p> <p>・僧帽弁狭窄症</p> <p>・不整脈(心房細動)</p> <p>・肥満</p> <p>・慢性癒着性心膜炎(死亡時)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1週間</td> <td>1時間13分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>23時間21分</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 発症前6か月間に時間外労働が1か月当たり30時間を超えることはなかった。</p>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1週間	1時間13分		発症前1か月	23時間21分		<p>・作業環境(暑熱)</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 被災者が本件発症当日にはしげで従事していた玉掛け作業は、不十分な玉掛けにより荷物が落下した場合などには作業員が死傷する重大事故につながるおそれがあり、また、作業の足場が不安定な場合もあるため、本件作業は相応の精神的緊張を伴うものであったと言える。</p> <p>・身体的負荷</p>	<p>・被災者の発症当時の作業は、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものであるところ、直前の1週間の業務内容は、ほとんど残業がなく、半日勤務も2日間、通常週1日しかない休業が2日間あるなど、たまたま比較的軽い業務内容になっていたものであり、その比較的軽い業務内容等に被災者の身体が順応していたものと推測されるのであるが、被災者は、本件発症当日、2日間の休業明けの出勤であり、通常どおり出勤して通常どおりの作業をし、その後しばらくの残業をしたことで、前の週の業務に比較すると、相当厳しい業務となったものというべきであるから、被災者の本件発症当時の業務の負担は相当高かったとみるのが相当である。</p>	○	○			作業環境(温度) 精神的緊張 身体的負荷																			
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																				
発症前1週間	1時間13分																																					
発症前1か月	23時間21分																																					
B8	<p>・発症時48歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血(平成8年5月29日発症)</p> <p>・職種 客室乗務員</p> <p>・経過 千葉地裁 国敗訴● (平成17年9月27日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成18年11月22日)</p>	<p>・脳動脈瘤</p> <p>・喫煙 (1日11ないし20本)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>労働時間数</td> <td>乗務時間数</td> <td>深夜労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>147時間35分</td> <td>71時間53分</td> <td>16時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>155時間25分</td> <td>75時間28分</td> <td>16時間07分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>170時間00分</td> <td>76時間33分</td> <td>8時間18分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>156時間15分</td> <td>76時間59分</td> <td>15時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>162時間20分</td> <td>77時間29分</td> <td>29時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>140時間40分</td> <td>77時間51分</td> <td>25時間15分</td> </tr> </table> <p>※ 乗務時間や深夜時間で評価。</p> <p>・ 時間外労働時間数は、多い月でも数時間以下であり、月間45時間を大きく下回っている。</p>	算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数	発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分	発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分	発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分	発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分	発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分	発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分	<p>・不規則な勤務</p> <p>・拘束時間の長い勤務</p> <p>・身体的・精神的負荷、作業環境、深夜勤務 振動、騒音、タービュランス(※乱気流による飛行機の揺れ)にばく露されたり、食事や休憩が満足に取れない、不審者への対応などの機内秩序維持に気を配らなければならないといったように身体的・精神的ストレスにさらされやすい業務環境</p> <p>・国際線乗務員について、時差や気候の急激な変化による心身の負担、かつ、早朝・深夜・徹夜勤務等による心身の負担は相当なもの</p>	<p>・被災者の業務は、1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更など不規則性の高い業務であり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜・徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きい業務であるほか、機内における保安業務やサービス業務など身体的精神的ストレスにさらされやすい業務であり、労働密度は相当なものであったといえる。</p> <p>・被災者について、発症前6か月の間、毎月の乗務がいずれも75時間(就業規則に定められている年間乗務時間の上限900時間を1か月平均にした数字)を超えており、この間の乗務時間の状況は他の同僚と比べても抜きん出ていること、各月の乗務便等の業務内容の実質をみても、いずれも相当な負荷を生じさせる程度のものであったこと、この間の乗務時間及び業務の実質の両面からみてこのように相当負担の大きい業務が6か月の間継続していたことを考慮すると、この間の業務は被災者に過重な負荷を生じさせ、疲労を蓄積させるに十分なものである。</p> <p>・脳動脈瘤破裂の危険因子である喫煙について、被災者が長期間にわたる喫煙歴があることが認められるものの、この喫煙と本件発症の関係を明らかにする証拠もなく、他の危険因子が本件発症をもたらしたとする事情も認められない。</p> <p>・被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、その結果本件発症に至ったものと見るのが相当である。</p>			○	乗務時間 毎月 75時間超 (6か月)	不規則 拘束時間 交替・深夜 作業環境 (時差) 精神的緊張
算定期間	労働時間数	乗務時間数	深夜労働時間数																																			
発症前1か月	147時間35分	71時間53分	16時間06分																																			
発症前2か月	155時間25分	75時間28分	16時間07分																																			
発症前3か月	170時間00分	76時間33分	8時間18分																																			
発症前4か月	156時間15分	76時間59分	15時間15分																																			
発症前5か月	162時間20分	77時間29分	29時間59分																																			
発症前6か月	140時間40分	77時間51分	25時間15分																																			

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																					
B9	<p>・死亡時54歳 男性</p> <p>・疾病 急性心筋梗塞 (平成11年9月16日発症)</p> <p>・職種 製造担当(課長)</p> <p>・経過 東京地裁 国敗訴● (平成18年7月10日)</p> <p>東京高裁 国敗訴● (平成19年9月20日)</p>	<p>・高血圧症(中等症) (最大値177mmHg、最小値112mmHg)</p> <p>・左右冠状動脈の動脈硬化</p> <p>・家族歴 父親は脳卒中、母親は脳出血、姉のうち2名は急性心筋梗塞及びクモ膜下出血でそれぞれ死亡している</p> <p>・喫煙 (30年間、1日20~25本)</p>	<p>※ 異常な出来事と評価しており、労働時間の認定なし。</p> <p>(異常な出来事) 被災者は、1週間から10日位前に連絡があったこれまでの査察の例と異なり、査察の当日午前8時45分頃に消防署から本件工場に対し査察が実施されることを知らされ、開始時刻である午前11時までの約2時間の間に、査察を受け入れるための体制を整えなければならなかったこと、被災者は本件工場における危険物保安監督者として責任を負う立場にあり、前回の査察の際に違反事項として指摘された点についての改善措置をとっていなかったことから、大いに動揺し強い衝撃を受けたことが認められる。</p> <p>被災者としては、上記改善措置を取っていないこと、更に、危険物倉庫内には指定数量以上の危険物が保管されていたことが、査察により消防署の知るところとなり、その結果本件会社が罰則や行政指導の不利益を受け、あるいは繰り返し消防署から違反事項の指摘を受けるような防火・安全についての意識の低い会社と見られるのではないかと恐れ、強く動揺したもので、それは、被災者の立場にある者であるならば誰もが強い動揺を受ける異常な出来事と評価することができ、大きな精神的負荷を与えるものであったと認めるのが相当である。</p> <p>本件作業は、精神的負荷の下、被災者としては一斗缶を約48個前後、合計約912kgの重量を、一度に2缶(合計約38kg)を両手に持って約4メートルの距離を暑い同倉庫内から移動することを繰り返し、約30分間の作業時間内に運び出して、パレット2枚の上にそれぞれ3段の高さに積み上げたものである。</p>	<p>・精神的負荷 ・身体的負荷 (左欄参照)</p>	<p>・被災者は発症当日に軽症ないし中等症の高血圧症及び左右冠状動脈の動脈硬化という基礎疾患を有するとともに、喫煙習慣があったことが認められるものの、このような基礎疾患等が自然的経過の中で心筋梗塞を発症するほどの進行状態にあったということは困難であり、むしろ、被災者のブランクは、日常生活における些細な出来事等がトリガーとなっていつ破綻してもおかしくない程度までには不安定ではないが、より強度のトリガーが働けば破綻する程度には不安定な状態であったところ、発症当日の消防署の査察による精神的負荷の下において行われた本件作業が、著しく血管痙攣等を増悪させるような急激な血圧変動や血管収縮を引き起こし得る業務であったことにより、被災者の冠状動脈内において粥腫の破綻あるいはスパズム(※痙攣)による冠状動脈閉塞を引き起こし、基礎疾患等の自然的経過を超えて心筋梗塞を発症させたものとするのが相当である。</p> <p>・被災者は、本件当日、直ちに心筋梗塞を発症するような状態ではなく、消防署から本件査察の連絡を受けて、本件作業に従事しなければ相当期間にわたり生きることができたのに、本件作業に従事したことにより既存の基礎疾患を急激に増悪させ、その結果、心筋梗塞を発症したものと認めるのが相当である。</p> <p>・本件においては業務起因性があるというべきである。</p>	○				精神的緊張 身体的負荷																					
B10	<p>・死亡時56歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成12年7月19日発症)</p> <p>・職種 事務職(営業課長)</p> <p>・経過 札幌地裁 国敗訴● (平成18年2月28日)</p> <p>札幌高裁 国敗訴● (平成20年2月28日)</p>	<p>・排尿時失神</p> <p>・脳動脈瘤</p> <p>・飲酒 (週2~3回、ビール350ml1本程度)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>17時間40分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>21時間10分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>59時間50分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>39時間50分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>50時間25分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>24時間40分</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 持ち帰り残業を行っていたというべきであるが、残業時間を推認する資料はない(このため、上記時間には含まれていない。)</p>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	17時間40分		発症前2か月	21時間10分		発症前3か月	59時間50分		発症前4か月	39時間50分		発症前5か月	50時間25分		発症前6か月	24時間40分		<p>・精神的な緊張を伴う業務 営業課長としての通常業務に加え、全く経験したことがなかった本件システム統合に向けた作業が開始、続行される途中での営業課長への配置換えであり、従来とは全く異なるシステムに変わることと考えると、営業課長の果たすべき役割は大きかったということができ、本件システム統合日程に至るまでの間、精神的にも強い緊張状態にあった。また、勤務していた支店が第1次の統廃合の対象支店となったことによる精神的緊張状態も強かった</p>	<p>・システム統合日までの4か月間では、業務と発症との関連性が徐々に評価される1か月おむね45時間を超える時間外労働をしていたことが推認できる。</p> <p>・被災者は、営業課長としての通常業務に加え、全く経験したことがなかった本件システム統合に向けた作業が開始、続行される途中での営業課長への配置換えであり、従来とは全く異なるシステムに変わることと考えると、営業課長の果たすべき役割は大きかったということができ、本件システム統合日程に至るまでの間は、被災者は精神的にも強い緊張状態にあったものと推認できる。</p> <p>・また、被災者の勤務していた支店が第1次の統廃合の対象支店となり、そのことによる精神的緊張状態も強かったものと推認できる。このような勤務の継続が、被災者にとっての精神的、身体的にかなりの負担となり、慢性的な疲労をもたらしたことは否定しがたいところである。</p> <p>・他に確たる増悪要因を見出せない本件においては、被災者が本件発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が被災者の基礎疾患をその自然的経過を超えて脳動脈瘤の増悪を促進させたということができ、被災者が本件疾病を発症するに至ったのは、被災者がA銀行における本件システム統合の過程で支店の営業課長としての業務に従事したことにより、業務に内在する危険が顕化したことによるものと認められる。</p>				最大56時間50分(3か月前)	精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																													
発症前1か月	17時間40分																														
発症前2か月	21時間10分																														
発症前3か月	59時間50分																														
発症前4か月	39時間50分																														
発症前5か月	50時間25分																														
発症前6か月	24時間40分																														

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外		
B12	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時41歳 男性 ・疾病 くも膜下出血（平成13年10月4日発症） ・職種 海外現地法人の技能認定業務等 ・経過 長野地裁 国勝訴○（平成19年3月30日） 東京高裁 国敗訴●（平成20年5月22日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症 ・肝機能障害（脂肪肝）I ・多血症傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 28時間00分 発症前2か月 0時間00分 発症前3か月 49時間30分 発症前4か月 35時間00分 発症前5か月 23時間00分 発症前6か月 17時間00分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 平成12年11月から平成13年9月28日までに、10回にわたり、合計183日間の海外出張をしていた。 ・精神的緊張を伴う業務 技能研修の年間数値目標を達成するため、自ら教材用の資料に手を加えるなどして業務に取り組んでいたものであり、その業務自体も精神的緊張の伴う性質のものであったとみることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月ないし6か月にわたっての1か月当たりの時間外労働時間数はいずれも30時間未満であり、土日の休日も確保され、勤務途中に待機時間や仮眠時間等があるわけではなく、拘束時間が長時間に及ぶということもなかった。 ・海外出張業務は、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、宿泊先のホテル等での生活は、日本食が食べられるといっても、環境、食事、睡眠などの面で不規則になり、夜間や休日における過ごし方も単調で、自宅で過ごすとは質的に違い、精神的、肉体的に疲労を蓄積させるものであることは明かである。 ・被災者は、フィリピンやインドネシアでのほぼ連続した出張業務に従事し疲労が蓄積した状態であったところ、インドネシアから帰国後ほとんど日を置かず東京台場でのリワーク作業に従事せざるを得ず、かつ、その業務に従事中、解離性動脈瘤の前駆症状の増悪があつたにもかかわらず、業務を継続せざるを得ない状況にあつたものであり、それらのことが基礎疾患を有する被災者に過重な精神的、身体的な負荷を与え、基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、その結果、解離性脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血が発症するに至つたとみるのが相当である。 			○	28時間08分 (4か月平均)	出張 精神的緊張	
B13	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時47歳 男性 ・疾病 脳梗塞（平成6年4月29日発症） ・職種 事務職員（課長） ・経過 東京地裁 国勝訴○（平成20年5月19日） 東京高裁 国敗訴●（平成20年11月12日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心房細動 ・徐脈性不整脈 ・中性脂肪（257mg/dl） ・喫煙（1日当たり15本） ・飲酒（毎日、ビール、ウーロンハイを1～2杯） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 77時間30分 発症前2か月 57時間30分 発症前3か月 41時間30分 発症前4か月 54時間30分 発症前5か月 38時間00分 発症前6か月 36時間30分 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜勤務 4月18日徹夜作業（睡眠2時間あまり）19日全日勤務 ・精神的緊張を伴う業務 上司は、月に2回以上、執拗に、かつ、数回は2時間を超えて被災者を起床させたまま、叱責していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の時間外労働時間は、認定基準に満たないとしても、相当長時間のものであると評価することができる。 ・被災者は、既に持続性心房細動の状態にあつたものであるところ、この持続性心房細動は自然経過で発生したものではなく、本件会社の業務上の負荷、特に上司により頻りに繰り返される執拗かつ異常な叱責によるストレスに加えて、4月18日～19日の徹夜作業に伴うストレスを誘因として発生したものであり、これに伴うフィブリン血症が本件疾病を発症させたものと認めるのが相当である。 ・なお、心房細動の誘因としては、飲酒、喫煙、ストレス、睡眠不足などがあるが、被災者は、喫煙を断っていたところ、上司からの叱責によるストレスから再び喫煙をするようになり、また、同様の理由で酒量が増加したものであるから、本件疾病の発生に飲酒、喫煙が何らかの影響を与えていた可能性があるにしても、それを理由に業務起因性を否定するのは相当ではない。 			○	○	77時間 30分 (1か月)	交替・深夜 精神的緊張

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外	
B14	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時35歳 男性 ・疾病 急性心筋梗塞(平成13年3月13日発症) ・職種 飲食店店長 ・経過 大阪地裁 国勝訴○(平成20年12月22日) 大阪高裁 国敗訴●(平成21年8月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙歴(約20年にわたり1日20本ないし40本程度) ・飲酒(1日、3合のアルコール摂取) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1週間 19時間49分 発症前1か月 100時間14分 発症前2か月 73時間09分 発症前3か月 71時間34分 発症前4か月 48時間33分 発症前5か月 60時間19分 発症前6か月 21時間47分 86時間41分 81時間39分 73時間22分 70時間45分 62時間36分 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続勤務 ・深夜勤務 発症当時は、深夜勤務帯に勤務することに慣れてきたとみることもできるが、他方、店長会議や他店への応援の際には、日中の時間帯から勤務をすることになるから、深夜時間帯に慣れかけてきた生活リズムが乱れて自律神経のバランスを失わせる原因になったと推認できる ・精神的緊張を伴う業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数には手待時間がある程度含まれているとしても、被災者が従事していた業務の労働密度が低いとはいえず、このような100時間を超える時間外労働に加えて、休日を十分取得できないことから、疲労を回復することができずに蓄積していったものと認められる。そして、被災者の発症前2か月の時間外労働時間数が73時間9分、発症前3か月の時間外労働時間数が71時間34分と1か月当たり45時間を超え、業務と発症との関連性が強いと評価される80時間に近い時間外労働に従事していたことを併せ考慮すれば、被災者の本件発症当時の疲労の蓄積は、かなりのものであったと認められる。 それに加えて、深夜勤務であるのに、店長会議や他店の応援のために日中から勤務を行うことで自律神経の変調を来していたものと認められる。 ・被災者の本件発症前の業務が、上記のとおり、疲労を蓄積させ、自律神経の乱れを生じさせるに足りるものであることからすれば、喫煙歴というリスクファクターがあることを考慮しても、本件疾病は、控訴人が従事していた業務による精神的、身体的負荷によって、被災者の血管病変(内皮障害)をその自然の経過を超えて増悪させ、発症に至ったものと認めるのが相当であって、本件発症と被災者の従事していた業務との間に相当因果関係の存在を肯定することができる。 				○	100時間 14分 (1か月)	交替・深夜 精神的緊張
B16	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時58歳 男性 ・疾病 心停止(急性心筋虚血)(平成14年6月9日発症) ・職種 事務職員 ・経過 札幌地裁 国敗訴●(平成21年11月12日) 札幌高裁 国敗訴●(平成22年8月10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・陳旧性心筋梗塞(平成5年に冠状動脈血管形成術施行) ・家族性高コレステロール血症(ヘテロ型) ・喫煙(約30年間、1日25本、平成5年頃に禁煙) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 時間外労働時間は、発症前3か月の5時間のみで他の月0時間となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の多い業務 宿泊を伴う長期の研修と頻繁な移動(身体への負担が大きかった研修) 札幌：10泊11日 東京：1泊12日 札幌：4泊5日 ・精神的緊張を伴う業務 雇用形態の選択を求められたことから始まり研修中も続いていた異動の可能性等への不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年6月以降に被災者に現れていた自律神経に関わると思われる種々の症状は、被災者が雇用形態の選択に当たって抱いていた様々な精神的ストレスに一因があったと推認することができる。 ・本件研修は、普段であれば生じない疲労が被災者の身体に蓄積し、これが休養によって回復しない状態が約1か月にわたって続き、被災者の循環器にとって過大な負担が生じていたものと認められる。 ・被災者にとっては身体への負担が大きかった本件研修に参加したこと、雇用形態の選択を求められたことから始まり本件研修中も続いていた異動の可能性等への不安が、被災者にとって大きな肉体的及び精神的ストレスとなり、これらが被災者の陳旧性心筋梗塞をその自然の経過を超えて増悪させる要因となり得たものというべきである。 ・本件研修への参加、雇用形態の選択から本件研修中も継続していた異動の可能性等への不安による肉体的及び精神的なストレスが、被災者の陳旧性心筋梗塞をその自然の経過を超えて増悪させ、急性の虚血性心臓疾患を発症させたものと認めるのが相当である。 				○		出張 精神的緊張

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																				
B17	<p>・発症時52歳 男性</p> <p>・疾病 左脳内出血 (平成13年1月13日発症)</p> <p>・職種 コンクリート型枠工</p> <p>・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成21年11月26日)</p> <p>広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成22年11月11日)</p>	<p>・脳内出血(左視床出血) (平成12年7月21日発症)</p> <p>・高血圧 (150/104mmHg)</p> <p>・喫煙 (1日に15本ないし20本)</p> <p>・飲酒 (1日に日本酒2合)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>42時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>75時間00分</td> <td>58時間52分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>79時間05分</td> <td>65時間36分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>80時間15分</td> <td>69時間16分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>8時間20分</td> <td>57時間08分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>9時間20分</td> <td>49時間07分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	42時間45分		発症前2か月	75時間00分	58時間52分	発症前3か月	79時間05分	65時間36分	発症前4か月	80時間15分	69時間16分	発症前5か月	8時間20分	57時間08分	発症前6か月	9時間20分	49時間07分	<p>・作業環境 作業内容(ホースの先端を持って型枠に生コンクリートを流し入れる作業等)自体をもって直ちに身体的に著しく過重な労働であったとまで言うことはできないが、被災者の従事していた作業はすべて屋外の土木、建設現場作業であり、寒暖など気候の影響をもちに受け、そのような中で長時間働くことになると、その労働の重さは顕著と考えられ、肉体的疲労を招きやすいものといえる。高血圧の進行、血圧の上昇との関係でも、暑熱あるいは寒冷にさらされた場合には、相当の影響があるものと考えられる。</p> <p>・精神的負荷(・身体的負荷) 労務事故により、左下腿部に相当重い傷害を負い、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死</p>	<p>・被災者の発症前4か月の時間外労働時間は70時間に達していることは業務の著しい過重性を示しており、発症前2か月ないし4か月目がいずれの80時間前後に達していることは、血圧の上昇、著しい疲労の蓄積を招きうる業務の過重性を表すものといえる。</p> <p>・被災者は、平成12年10月30日(※発症2.5か月前)に、労務事故により、左下腿部に、挫滅創を有する相当重い傷害を負った。しかし、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、ようやく3日目に発症したが、医師から入院を検討されるほどの状態であったにもかかわらず、休憩を取ることが出来ず、就労を続けながら加療を行った結果、挫滅部分が壊死に至っており、このことは、労働時間だけは評価し尽くせない肉体的・精神的負荷があったものと認めべき。</p> <p>・被災者は、平成12年に高血圧性脳内出血(前回疾病)に罹患し、その症状がおもむろに治まっていたとはいえず、高血圧は基礎疾患として存したものであり、脳内出血の再発について、健康人に比べて危険後が高く、業務負荷への耐性がより低く、極力時間外労働を少なくすることが望まれた。しかし、前回疾病からの復帰後の時間外労働は、前回疾病前の半年間と比較しても、著しく増加しており、休憩をとったときに出勤を求められ、その後ほとんど休憩が取れなかったことや、労務事故の際の経過をみても、被災者に対する配慮は職場において全く窺えないものであり、このため、被災者には、業務量が、健康人の場合よりも著しく重い負担になったものとみられる。</p> <p>・したがって、被災者は、その業務上、長期間にわたる長時間の過重労働等により疲労を蓄積し、脳内出血を惹起する危険性が著しく高まっていた上に、本件発症の当日の朝、現場において寒冷な外気の下で作業を行ったという業務による急性の負荷を引き金として本件疾病を発症したものと考えられる。</p> <p>・なお、高血圧、飲酒、喫煙等は脳出血の発症に作用する危険因子であるが、被災者の高血圧については降圧剤の投与によって正常範囲であり、喫煙や飲酒は従前から続いているもので、これにより血圧が急速に上昇したとみるべき証拠はない。</p>	○		○	69時間16分 (4か月平均) 2か月前~4か月前 各月 約80時間	作業環境(温度) 精神的緊張															
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																												
発症前1か月	42時間45分																																													
発症前2か月	75時間00分	58時間52分																																												
発症前3か月	79時間05分	65時間36分																																												
発症前4か月	80時間15分	69時間16分																																												
発症前5か月	8時間20分	57時間08分																																												
発症前6か月	9時間20分	49時間07分																																												
B18	<p>・発症時43歳 男性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成13年5月9日発症)</p> <p>・職種 空調機の製造作業</p> <p>・経過 岡山地裁 国敗訴● (平成20年12月18日)</p> <p>広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成23年3月10日)</p>	<p>・軽症高血圧</p>	<p>●発症前11か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>32時間57分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>22時間20分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>48時間53分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>100時間14分</td> <td>(発症前4か月~発症前11か月の月平均時間外労働時間数)</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>68時間48分</td> <td>84時間06分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>109時間01分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>90時間55分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>63時間25分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前9か月</td> <td>55時間24分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前10か月</td> <td>104時間06分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前11か月</td> <td>80時間51分</td> <td></td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	32時間57分		発症前2か月	22時間20分		発症前3か月	48時間53分		発症前4か月	100時間14分	(発症前4か月~発症前11か月の月平均時間外労働時間数)	発症前5か月	68時間48分	84時間06分	発症前6か月	109時間01分		発症前7か月	90時間55分		発症前8か月	63時間25分		発症前9か月	55時間24分		発症前10か月	104時間06分		発症前11か月	80時間51分		<p>・精神的緊張を伴う業務 被災者の業務は、手指を負傷する危険があり、作業に支障が生じないよう正確に切断しなければならず、神経を集中する必要がある。業務によつて相当程度の精神的な負荷がかかっていたと認められる。</p> <p>被災者は、職場長の地位にあり、その業務は、相当程度の精神的負荷をもたらしたものと推認される。</p> <p>・身体的負荷 被災者の作業は、足、腰、膝および腕などに大きな負担のかかる重労働であつて、業務によつて大きな肉体的負荷がかかっていたと認められる。</p>	<p>・被災者は、発症前11か月間、肉体的精神的負荷の重い繁忙な部署での業務に従事し、本件疾病の発症11か月前から4か月前までの8か月間は特に、継続的に長時間の時間外労働を含む労働を行っており、この間に慢性疲労の状態に陥るほど疲労の蓄積を来し、その後の業務も相当の負荷を伴うものであり、疲労が継続していたものであつて、その業務は、業務中の血圧上昇等を通じ、脳血管疾患の一種である脳動脈瘤の発生及びその増悪に著しい影響を及ぼすべきものであつたといふことができる。</p> <p>・他方、被災者の脳動脈瘤が、発症当時、自然の経過によつて、一過性の血圧上昇があれば、直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたと認めるに足りる根拠はなく、他に確たる増悪要因を見いだすこともできない。</p> <p>・そうすると、被災者が発症前に従事した業務による過重な精神的・肉体的負荷が、被災者の脳動脈瘤をその自然の経過を超えて増悪させ、このため本件疾病の発症に至つたとみるのが相当である。</p>			○	4か月前~11か月前 継続的に長時間の時間外労働 (当該期間の平均月84時間06分)	精神的緊張 身体的負荷
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																												
発症前1か月	32時間57分																																													
発症前2か月	22時間20分																																													
発症前3か月	48時間53分																																													
発症前4か月	100時間14分	(発症前4か月~発症前11か月の月平均時間外労働時間数)																																												
発症前5か月	68時間48分	84時間06分																																												
発症前6か月	109時間01分																																													
発症前7か月	90時間55分																																													
発症前8か月	63時間25分																																													
発症前9か月	55時間24分																																													
発症前10か月	104時間06分																																													
発症前11か月	80時間51分																																													

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																																																														
B19	<p>・発症時46歳 男性</p> <p>・疾病 心停止（心室細動） （平成20年3月31日発症）</p> <p>・職種 水質検査技師</p> <p>・経過 静岡地裁 国賠訴○ （平成26年4月18日）</p> <p>東京高裁 国賠訴● （平成26年8月29日）</p>	<p>・高コレステロール血症</p> <p>・喫煙</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>63時間33分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>42時間13分</td> <td>43時間01分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>23時間17分</td> <td>43時間01分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>35時間29分</td> <td>41時間08分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>37時間41分</td> <td>40時間29分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>55時間49分</td> <td>43時間00分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	63時間33分		発症前2か月	42時間13分	43時間01分	発症前3か月	23時間17分	43時間01分	発症前4か月	35時間29分	41時間08分	発症前5か月	37時間41分	40時間29分	発症前6か月	55時間49分	43時間00分	<p>・出張の多い業務 同月の出勤日19日のうち、11日は社用車を使った日帰り出張</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られたことに加え、発症前2か月間は入札が集中しており上司の決裁が必要となること、決裁を拒否されていた</p>	<p>・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は63時間33分であり、この時間のみでは過重な業務に従事していたとまでは言えないが、1か月当たりの時間外労働時間が45時間を超えて長くなるほど疲労の回復が進まず、業務と発症との関連性が強まっていくものと認められ、更に被災者は同月の出勤日19日のうち、11日は社用車を使った日帰り出張を行っており、被災者の年齢も考慮すると同月の勤務は被災者に相応の疲労の蓄積をもたらすものであったと認められる。</p> <p>・被災者は発症の5日前に上司より、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に怒鳴られ、その様子は、室外で聞いていた女性職員ですらショックで忘れられず、恐怖感を感じたというものであり、加えて、発症前2か月間は入札が集中しており、その手続きのためにはその上司の決裁が必要となること、決裁を拒否され、被災者が繰り返し決裁してくれるよう求めざるを得ない状況に置かれていた。</p> <p>・心室細動発生の大きな修飾因子として自律神経（ストレス）が指摘されており、業務及び日常生活におけるストレスの影響は、突然死について若年男性で3.5倍、老年男性で7.5倍となっていること等に照らすと、被災者が受けた精神的負荷は、被災者の血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因になり得るといふべきである。</p> <p>・また、被災者の心室細動に高コレステロール血症及び喫煙が影響したことを否定できないとしても、被災者は、本件疾病の発症前3年間の定期健康診断において高コレステロール血症以外に特に異常な指摘は受けておらず、勤務に健康上の問題で支障を来していたような事情は認められないことから、本件疾病の発症時に、他の発症因子がなくても自然の経過により心室細動を発症させる寸前までに進行していたとみるのは困難である。</p> <p>・そうすると、被災者は勤務で相応に疲労を蓄積していたという身体的負荷を背景として、業務上遭遇した異常な出来事（上司からの一方的な叱責と決裁拒否）による強度の精神的負荷が、被災者が有していた血管病変等をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって本件疾病が発症したものと認められる。</p> <p>・認定基準は行政機関内部の一般的な判断基準としての合理性を有しているものの、疾病と業務との相当因果関係の判断は、個別具体的な事実認定の問題であって、認定基準に該当しない事例については当然に相当因果関係が否定されるというのではない。</p>		○	○	63時間 33分 （1か月 前）	出張 精神的緊張																																																									
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																																																						
発症前1か月	63時間33分																																																																																							
発症前2か月	42時間13分	43時間01分																																																																																						
発症前3か月	23時間17分	43時間01分																																																																																						
発症前4か月	35時間29分	41時間08分																																																																																						
発症前5か月	37時間41分	40時間29分																																																																																						
発症前6か月	55時間49分	43時間00分																																																																																						
B20	<p>・死亡時33歳 男性</p> <p>・疾病 致死性不整脈（心室細動）による虚血性心不全 （平成22年2月5日発症）</p> <p>・職種 営業</p> <p>・経過 大阪地裁 国賠訴● （平成27年2月4日）</p> <p>大阪高裁 国賠訴● （平成27年9月25日）</p>	<p>・脂質異常</p> <p>・喫煙 （1日当たり20本）</p>	<p>●発症前36か月間</p> <table border="1"> <tr> <td>算定期間</td> <td>時間外労働時間数</td> <td>月平均時間外労働時間数</td> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>36時間49分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>57時間57分</td> <td>47時間23分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>69時間08分</td> <td>54時か38分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>60時間13分</td> <td>56時間01分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>72時間38分</td> <td>59時間21分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>80時間12分</td> <td>62時間49分</td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>59時間08分</td> <td>62時間17分</td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>75時間10分</td> <td>63時間54分</td> </tr> <tr> <td>発症前9か月</td> <td>91時間00分</td> <td>66時間56分</td> </tr> <tr> <td>発症前10か月</td> <td>35時間12分</td> <td>63時間44分</td> </tr> <tr> <td>発症前11か月</td> <td>104時間15分</td> <td>67時間25分</td> </tr> <tr> <td>発症前12か月</td> <td>110時間07分</td> <td>70時間59分</td> </tr> <tr> <td>発症前13か月</td> <td>108時間08分</td> <td>73時間50分</td> </tr> <tr> <td>発症前14か月</td> <td>98時間02分</td> <td>75時間34分</td> </tr> <tr> <td>発症前15か月</td> <td>103時間14分</td> <td>77時間24分</td> </tr> <tr> <td>発症前16か月</td> <td>51時間58分</td> <td>75時間49分</td> </tr> <tr> <td>発症前17か月</td> <td>71時間35分</td> <td>75時間34分</td> </tr> <tr> <td>発症前18か月</td> <td>73時間00分</td> <td>75時間25分</td> </tr> <tr> <td>発症前19か月</td> <td>76時間49分</td> <td>75時間30分</td> </tr> <tr> <td>発症前20か月</td> <td>78時間29分</td> <td>75時間39分</td> </tr> <tr> <td>発症前21か月</td> <td>108時間35分</td> <td>77時間13分</td> </tr> <tr> <td>発症前22か月</td> <td>80時間51分</td> <td>77時間23分</td> </tr> <tr> <td>発症前23か月</td> <td>119時間50分</td> <td>79時間13分</td> </tr> <tr> <td>発症前24か月 （中路）</td> <td>115時間45分</td> <td>80時間45分</td> </tr> <tr> <td>発症前36か月</td> <td>102時間47分</td> <td>89時間16分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	36時間49分		発症前2か月	57時間57分	47時間23分	発症前3か月	69時間08分	54時か38分	発症前4か月	60時間13分	56時間01分	発症前5か月	72時間38分	59時間21分	発症前6か月	80時間12分	62時間49分	発症前7か月	59時間08分	62時間17分	発症前8か月	75時間10分	63時間54分	発症前9か月	91時間00分	66時間56分	発症前10か月	35時間12分	63時間44分	発症前11か月	104時間15分	67時間25分	発症前12か月	110時間07分	70時間59分	発症前13か月	108時間08分	73時間50分	発症前14か月	98時間02分	75時間34分	発症前15か月	103時間14分	77時間24分	発症前16か月	51時間58分	75時間49分	発症前17か月	71時間35分	75時間34分	発症前18か月	73時間00分	75時間25分	発症前19か月	76時間49分	75時間30分	発症前20か月	78時間29分	75時間39分	発症前21か月	108時間35分	77時間13分	発症前22か月	80時間51分	77時間23分	発症前23か月	119時間50分	79時間13分	発症前24か月 （中路）	115時間45分	80時間45分	発症前36か月	102時間47分	89時間16分	<p>・精神的緊張を伴う業務 被災者は、発症6か月以前以降、営業部のマネージャーとして、クレームの二次対応等を行っていた。</p> <p>被災者が従事していた重いクレーム案件への対応業務は、顧客から怒鳴られたり暴言を吐かれたりすることもあったことや、社内手続と顧客との間で板挟みになることもあったことなどからすれば、平均的労働者を基準にすると、精神的負荷の程度は相当大きかったものといえることができるが、その精神的負荷の程度が特に著しかったとまでは困難である。</p>	<p>・発症前6か月間の業務について、労働時間の観点からは発症との関連性が相当程度存在するが関連性が強いとまでは評価できず、精神的負荷の観点からはその程度は相当大きかったとはいえるが特に著しかったとまでは評価することができない。そうすると、発症前6か月間の業務の過重性のみからは、直ちに、業務が血管病変等を著しく増悪させるものであったとまでは認められないが、同期間において、それ以前の業務による疲労の蓄積は解消しなかったものと推認することができるのであるから、発症前6か月より前の業務の過重性についても検討する。</p> <p>・被災者は、少なくとも発症前36か月頃からの恒常的な長時間労働により疲労を蓄積していたところ、発症前15か月頃から業務が量的にも質的にも更に過重なものとなったことにより、血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪したことで、発症前10か月頃からはそれまでに比べれば労働時間は短くなったものの、引き続き1か月当たり45時間を超える時間外労働に従事し、その業務に伴う精神的負荷が相当大きかったことから、それまでに蓄積した疲労を解消することができず、そのため、最終的には、冠動脈硬化の発生をきっかけとして、本件発症をしたことが認められる。</p> <p>・被災者には、軽度な脂質異常と喫煙という私的リスクファクターが存在したが、脂質異常に関しては軽度であったこと、喫煙については、33歳の被災者に約75%の狭窄という高度の器質的動脈硬化が生じていたことの説明が喫煙だけでつくのか疑問といわざるを得ないことからして、私的リスクファクターをもって、相当因果関係の存在を否定することはできない。</p>			○	36か月前 から算定	精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																																																						
発症前1か月	36時間49分																																																																																							
発症前2か月	57時間57分	47時間23分																																																																																						
発症前3か月	69時間08分	54時か38分																																																																																						
発症前4か月	60時間13分	56時間01分																																																																																						
発症前5か月	72時間38分	59時間21分																																																																																						
発症前6か月	80時間12分	62時間49分																																																																																						
発症前7か月	59時間08分	62時間17分																																																																																						
発症前8か月	75時間10分	63時間54分																																																																																						
発症前9か月	91時間00分	66時間56分																																																																																						
発症前10か月	35時間12分	63時間44分																																																																																						
発症前11か月	104時間15分	67時間25分																																																																																						
発症前12か月	110時間07分	70時間59分																																																																																						
発症前13か月	108時間08分	73時間50分																																																																																						
発症前14か月	98時間02分	75時間34分																																																																																						
発症前15か月	103時間14分	77時間24分																																																																																						
発症前16か月	51時間58分	75時間49分																																																																																						
発症前17か月	71時間35分	75時間34分																																																																																						
発症前18か月	73時間00分	75時間25分																																																																																						
発症前19か月	76時間49分	75時間30分																																																																																						
発症前20か月	78時間29分	75時間39分																																																																																						
発症前21か月	108時間35分	77時間13分																																																																																						
発症前22か月	80時間51分	77時間23分																																																																																						
発症前23か月	119時間50分	79時間13分																																																																																						
発症前24か月 （中路）	115時間45分	80時間45分																																																																																						
発症前36か月	102時間47分	89時間16分																																																																																						

7 「精神的緊張」を争点とした裁判例

注【(※)：裁判所の事実認定】

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																					
B22	<p>・死亡時37歳 男性</p> <p>・疾病 心停止(心臓性突然死) (平成24年5月26日発症)</p> <p>・職種 営業・商品企画・販売促進</p> <p>・経過 宮崎地裁 国敗訴● (平成28年12月14日)</p> <p>福岡高裁宮崎支部 国敗訴● (平成29年8月23日)</p>	<p>・生化学検査において異常を認める。(要精密検査)</p> <p>・血圧、脂質、尿酸にわずかに異常を認める。</p> <p>・ブルガタ症候群</p> <p>・喫煙習慣</p> <p>・飲酒 (週4~5回、ビール350ml程度)</p>	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>46時間10分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>71時間56分</td> <td>59時間03分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>55時間29分</td> <td>57時間52分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>54時間06分</td> <td>56時間55分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>47時間33分</td> <td>55時間03分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>62時間20分</td> <td>56時間15分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	46時間10分		発症前2か月	71時間56分	59時間03分	発症前3か月	55時間29分	57時間52分	発症前4か月	54時間06分	56時間55分	発症前5か月	47時間33分	55時間03分	発症前6か月	62時間20分	56時間15分	<p>・出張の多い業務 発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出发して日帰りで戻るという過密なスケジュールのもの (福岡出張は6時43分発・21時54分着の高速バス、鹿児島出張は6時1分発・18時22分着の鉄道)</p> <p>・精神的緊張を伴う業務 本件クレームの原因となった事故は、食品の腐敗によって健康被害やこれに伴う信頼の失墜及び取引停止を招くおそれもあった重大なものであって、実際に商品の自主回収にまで至っており、取引再開まで3か月程度を要しており、クレームの頻度も2年に1回程度との証言を踏まえると、本件クレームに伴う負荷を軽視することはできない。</p>	<p>・被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間は56時間に達しており、相当程度の疲労を蓄積させるに足りるものであった。</p> <p>・<u>発症9日前に発生したクレームは、被災者が担当する大口の取引先企業からのもので、被災者は通常業務に加えて本件クレームへの対応を余儀なくされており、相当な精神的負荷を伴う業務であったと評価できる。</u></p> <p>・発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出发して日帰りで戻るという過密なスケジュールのものであり、移動時間も長時間に及ぶものであることから、相当な身体的負荷を伴うものといえる。</p> <p>・発症を被災者が有していた基礎疾患が自然経過により悪化した結果として説明することは困難であるといわざるを得ない。むしろ、過重性の評価を総合すると、被災者は、発症前6か月間の労働により相当の疲労の蓄積があったことを背景に、発症直前9日間から発症当日にかけて、通常業務に加えて、本件クレームの対応及び県外出張による強度の精神的、身体的負荷が短期間に集中したことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことにより発症に至ったと認めるのが相当である。</p> <p>・本件発症は、被災者の従事していた業務の危険性が現実化したものと評価することができる。</p>		○	○	56時間 (6か月平均)	出張 精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																													
発症前1か月	46時間10分																														
発症前2か月	71時間56分	59時間03分																													
発症前3か月	55時間29分	57時間52分																													
発症前4か月	54時間06分	56時間55分																													
発症前5か月	47時間33分	55時間03分																													
発症前6か月	62時間20分	56時間15分																													
B23	<p>・死亡時43歳 女性</p> <p>・疾病 くも膜下出血 (平成26年11月23日発症)</p> <p>・職種 情報系機器、システムの営業</p> <p>・経過 高松地裁 国勝訴○ (令和元年5月31日)</p> <p>高松高裁 国敗訴● (令和2年4月9日)</p>	なし	<p>●発症前6か月間</p> <table border="1"> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>29時間13分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>7時間36分</td> <td>18時間25分</td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>35時間57分</td> <td>24時間15分</td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>126時間33分</td> <td>49時間50分</td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>107時間08分</td> <td>61時間17分</td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>86時間30分</td> <td>65時間29分</td> </tr> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	29時間13分		発症前2か月	7時間36分	18時間25分	発症前3か月	35時間57分	24時間15分	発症前4か月	126時間33分	49時間50分	発症前5か月	107時間08分	61時間17分	発症前6か月	86時間30分	65時間29分	<p>・精神的緊張を伴う業務 4月(発症8か月前)に平社員から情報部門のリーダーになってより責任の重い立場になるという人事異動があった</p> <p>8月には大型案件を含む2件の入札案件で敗退し、年度下期の売上げノルマ達成が極めて困難になるなど、過大なノルマがある業務に従事していたものであり、精神的にも強い緊張状態にあったものと推認</p> <p>10月には労働災害で右大腿部挫傷、仙骨骨折という大きな怪我をしたことにより、痛みを耐えながら業務に従事しなければならなくなり、被災者の業務における精神的緊張はより一層高まったものといえる</p>	<p>・被災者の業務が、発症前6か月目から発症前4か月までは、時間外労働時間も極めて長く、<u>精神も精神的緊張を伴うものであったこと</u>、発症前3か月目以降は時間外労働時間が短くなったものの、<u>精神的緊張を伴う業務であることには変わりがない以上、労働災害により大きな怪我までしたこと</u>、他方において、業務以外のリスクファクターが認められないことからすれば、被災者は、発症前6か月目から発症前4か月目にかけての毎月80時間を超える極めて長時間の時間外労働に加え、<u>精神的緊張を伴う業務により疲労が蓄積され、時間外労働時間が比較的短くなった発症前3か月目以降も、精神的緊張を伴う業務が続いたことにより蓄積した疲労が回復するどころか、かえって、精神的緊張を伴う業務により更に疲労を蓄積させ、本件疾病を発症したものと認められるのが相当である。</u></p>			○	発症前6か月~4か月 毎月80時間以上	精神的緊張
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																													
発症前1か月	29時間13分																														
発症前2か月	7時間36分	18時間25分																													
発症前3か月	35時間57分	24時間15分																													
発症前4か月	126時間33分	49時間50分																													
発症前5か月	107時間08分	61時間17分																													
発症前6か月	86時間30分	65時間29分																													

8 「身体的負荷」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																																																						
B3	<p>・死亡時42歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (昭和61年12月31日発症)</p> <p>・職種 生命保険契約の募集業務</p> <p>・経過 岡山地裁 国敗訴● (平成14年9月4日)</p> <p>広島高裁岡山支部 国敗訴● (令和15年12月4日)</p>	<p>・高脂血症</p> <p>・高尿酸血症</p> <p>・喫煙</p>		<p>・精神的緊張を伴う業務 入院中であり、松葉杖をつかなければ歩かないにもかかわらず、年末に業務を指示され、行わなければならない理不尽さに対する憤まんのも大きいものと認められるから、被災者の負っている精神的ストレスは、通常の営業社員よりも過大なものであったと認めることができる。</p> <p>・身体的負荷 松葉杖をつきながらの本件カレンダー配布業務は、肉体的に、日常業務の範囲を超える過重な業務であったと認められる。</p>	<p>・被災者は、営業社員の通常の所定業務と比較して、業務として、過大な精神的ストレスを負っており、かつ、過重なカレンダー配布を行ったことが認められる。</p> <p>・被災者の入院当初の9月2日の血液検査では通常の値を示していた総コレステロール値、中性脂肪値、尿酸値が、12月26日には全て基準値を超え、高脂血症、高尿酸血症の状態であったことや、喫煙をすることを除けば、被災者には、自然的経過により心筋梗塞を発症させるような特段の心疾患の病歴等を有していなかったこと、被災者は、過重な精神的ストレス下で、本件カレンダー配布業務という過重な業務に従事した後、その約6時間後に死亡したこと、他に被災者に心筋梗塞を含む心疾患を発症させる有力な原因があったとは認められないことかすれば、本件カレンダー配布業務が有力な原因となって心筋梗塞が発症したと認めることが自然であり、カレンダー配布業務と被災者の死亡との間に相当因果関係があると認められる。</p>	○	○			精神的緊張 身体的負荷																																																						
B6	<p>・死亡時54歳 男性</p> <p>・疾病 心筋梗塞 (平成2年3月16日発症)</p> <p>・職種 梱包作業員</p> <p>・経過 京都地裁 国勝訴○ (平成14年10月24日)</p> <p>大阪高裁 国敗訴● (平成18年4月28日)</p>	<p>・不安定狭心症</p>	<p>●発症前8か月間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>56時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>57時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>15時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>30時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>53時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>65時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前7か月</td> <td>36時間30分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前8か月</td> <td>47時間30分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	56時間30分		発症前2か月	57時間00分		発症前3か月	15時間00分		発症前4か月	30時間45分		発症前5か月	53時間45分		発症前6か月	65時間00分		発症前7か月	36時間30分		発症前8か月	47時間30分		<p>・交替制勤務・深夜勤務 勤務状況（回数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発症前</th> <th>昼勤</th> <th>夜勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4か月</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5か月</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>7か月</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>8か月</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※昼勤 午前8時～午後8時 夜勤 午後8時～午前8時 所定外勤務を含む。</p> <p>3月5日から3日間の昼勤の12時間勤務を行い、翌日から夜勤を2日連続し、夜勤明けと休日を経て、同月12日から2日連続して夜勤を行った。</p> <p>・身体的負荷 企業組織の再編成で50歳になってから深夜交替制の肉体労働（包装業務）に従事。本件業務の作業強度は、動的な筋労作（等張性筋収縮）の要素と静的な筋労作（等尺性筋収縮）の要素が組み合わさった中程度のもので、肉体的にも相当疲労度の高い負荷をもたらす</p>	発症前	昼勤	夜勤	1か月	12	8	2か月	12	8	3か月	6	5	4か月	11	8	5か月	12	8	6か月	12	10	7か月	11	7	8か月	8	10	<p>・被災者の死亡1か月前及び2か月前の時間外労働時間をみると、それぞれ、56.5時間及び57時間となっており、被災者は死亡直前の時期において恒常的に長時間労働に従事しており、また、死亡6か月前から死亡するまでの間も、年末年始の時期を除けば、恒常的に長時間労働に従事していた</p> <p>・夜勤の生体への影響を合わせ考えると、被災者は長年深夜交替勤務を含む本件業務に従事することにより平成2年1月当時は専門検討会報告書にいうところの「疲労の蓄積」状態ないしこれに近い状態にあったものとみられ、このような、本件業務を長期間継続したことによる負荷要因が不安定狭心症の発症にも何らかの関与をしたものと考えるのが相当である。</p> <p>・本件の場合、被災者の年齢との対比でみた場合の本件業務の作業強度は軽作業の範疇に属するようなものではなく、しかも、被災者は、1日12時間拘束という長時間労働に服していた上、深夜交替勤務という生体リズムと生活リズムの位相のずれが大きい労働への従事を求められていた</p> <p>・上記負荷の蓄積により本件事故前日の年休のみでは疲労の回復ないし解消が得られていないにもかかわらず、本件事故当日休暇取得の申出をしにくい状況の下で本件業務に従事したことによって更に負荷の暴露を受けざるを得なかったことにより、長期間にわたって本件業務に従事したことによる負荷のばく露と相俟って、勤務態様及び労働密度を含めたところの、本件業務に内在する一般的危険性が顕化し、血管病変が自然的経過を超えて急激に著しく増悪し急性心筋梗塞の発症を早めるのに大きく寄与したと推認するのが相当である。</p>		○	○	56時間 30分 (1か月)	交替・深夜 身体的負荷
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																																																														
発症前1か月	56時間30分																																																															
発症前2か月	57時間00分																																																															
発症前3か月	15時間00分																																																															
発症前4か月	30時間45分																																																															
発症前5か月	53時間45分																																																															
発症前6か月	65時間00分																																																															
発症前7か月	36時間30分																																																															
発症前8か月	47時間30分																																																															
発症前	昼勤	夜勤																																																														
1か月	12	8																																																														
2か月	12	8																																																														
3か月	6	5																																																														
4か月	11	8																																																														
5か月	12	8																																																														
6か月	12	10																																																														
7か月	11	7																																																														
8か月	8	10																																																														

8 「身体的負荷」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B7	<p>・死亡時49歳 男性</p> <p>・疾病 致命的不整脈による突然死（平成7年7月17日発症）</p> <p>・職種 荷役作業員</p> <p>・経過 大阪地裁 国勝訴○ （平成16年11月17日） 大阪高裁 国敗訴● （平成18年9月28日）</p>	<p>・大動脈弁閉鎖不全</p> <p>・僧帽弁狭窄症</p> <p>・不整脈（心房細動）</p> <p>・肥満</p> <p>・慢性癒着性心膜炎（死亡時）</p>	<p>●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1週間 1時間13分 発症前1か月 23時間21分 ※ 発症前6か月間に時間外労働が1か月当たり30時間を超えることはなかった。</p>	<p>・作業環境（暑熱） ・精神的緊張を伴う業務</p> <p>・身体的負荷 玉掛け作業は、重量物をつり上げるワイヤーを動かすため、一定の力を要するものであった。</p>	<p>・被災者の発症当時の作業は、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものであるところ、直前の1週間の業務内容は、ほとんど残業がなく、半日勤務も2日間、通常週1日しかない休業が2日間あるなど、たまたま比較的軽い業務内容になっていたものであり、その比較的軽い業務内容等に被災者の身体が順応していたものと推測されるのであるが、被災者は、本件発症当日、2日間の休業明けの出動であり、通常どおり出勤して通常通りの作業をし、その後久しぶりの残業をしたことで、前の週の業務に比較すると、相当厳しい業務となったものというべきであるから、被災者の本件発症当時の業務の負担は相当高かったとみるのが相当である。</p>	○	○			作業環境（温度） 精神的緊張 身体的負荷
B9	<p>・死亡時54歳 男性</p> <p>・疾病 急性心筋梗塞（平成11年9月16日発症）</p> <p>・職種 製造担当（課長）</p> <p>・経過 東京地裁 国敗訴● （平成18年7月10日） 東京高裁 国敗訴● （平成19年9月20日）</p>	<p>・家族歴 父親は脳卒中、母親は脳出血、姉のうち2名は急性心筋梗塞及びクモ膜下出血でそれぞれ死亡している</p> <p>・喫煙 （30年間、1日20～25本）</p>	<p>※ 異常な出来事と評価しており、労働時間の認定なし。</p> <p>（異常な出来事） 被災者は、1週間から10日位前に連絡があったこれまでの査察の例と異なり、査察の当日午前8時45分頃に消防署から本件工場に対し査察が実施されることを知らされ、開始時刻である午前11時までの約2時間の間に、査察を受け入れるための体制を整えなければならなかったこと、被災者は本件工場における危険物保安監督者として責任を負う立場にあり、前回の査察の際に違反事項として指摘された点についての改善措置をとっていなかったことから、大いに動揺し強い衝撃を受けたことが認められる。 被災者としては、上記改善措置を取っていないこと、更に、危険物倉庫内には指定数量以上の危険物が保管されていたことが、査察により消防署の知るところとなり、その結果本件会社が罰則や行政指導の不利益を受け、あるいは繰り返し消防署から違反事項の指摘を受けるような防火・安全についての意識の低い会社と見られるのではないかと恐れ、強く動揺したもので、それは、被災者の立場にある者であるならば誰もが強い動揺を受ける異常な出来事と評価することができる。大きな精神的負荷を与えるものであったと認めるのが相当である。 本件作業は、精神的負荷の下、被災者としては一斗缶を約48個前後、合計約912kgの重量を、一度に2缶（合計約38kg）を両手に持って約4メートルの距離を暑い同倉庫内から移動することを繰り返し、約30分間の作業時間内に運び出して、パレット2枚の上にそれぞれ3段の高さに積み上げたものである。</p>	<p>・精神的負荷 ・身体的負荷 （左欄参照）</p>	<p>・被災者は発症当日に軽症ないし中等症の高血圧症及び左右冠状動脈の動脈硬化という基礎疾患を有するとともに、喫煙習慣があったことが認められるものの、このような基礎疾患等が自然的経過の中で心筋梗塞を発症するほどの進行状態にあったということは困難であり、むしろ、被災者のブランクは、日常生活における些細な出来事等がトリガーとなっていっ破綻してもおかしくない程度までには不安定ではないが、より強度のトリガーが働けば破綻する程度には不安定な状態であったところ、発症当日の消防署の査察による精神的負荷の下において行われた本件作業が、著しく血管病変等を増悪させるような急激な血圧変動や血管収縮を引き起こし得る業務であったことにより、被災者の冠状動脈内において粥腫の破綻あるいはスバズム（※攣縮）による冠状動脈閉塞を引き起こし、基礎疾患等の自然的経過を超えて心筋梗塞を発症させたものとみるのが相当である。 ・被災者は、本件当日、直ちに心筋梗塞を発症するような状態にはなく、消防署から本件査察の連絡を受けて、本件作業に従事しなければ相当期間にわたり生きることができたのに、本件作業に従事したことにより既存の基礎疾患を急激に増悪させ、その結果、心筋梗塞を発症したものと認めるのが相当である。 ・本件においては業務起因性があるというべきである。</p>	○				精神的緊張 身体的負荷

8 「身体的負荷」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の事実認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外
B15	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時37歳 男性 ・疾病 致死性不整脈による心臓性突然死（平成12年12月24日発症） ・職種 販売業務（電化製品） ・経過 <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地裁 国勝訴○（平成20年3月26日） 名古屋高裁 国敗訴●（平成22年4月16日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バセドウ病（甲状腺機能亢進症） ・心房細動 ・慢性心不全 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前1か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 33時間00分 ※ 入社が平成12年11月10日で発症が同年12月24日であるため算定期間は1か月のみとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的負荷 立位での商品販売等（3.5ないし4.25METSの強度の仕事） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者であることを前提として業務に従事させた場合に、その障害とされている基礎疾患が悪化して災害が発生した場合には、その業務起因性の判断基準は、当該労働者が基準となるというべきである。 ・被災者は心不全の患者でありNYHAⅡ（日本循環器学会の定める運動耐容能は5ないし6METS）に該当していたものであるところ、被災者の具体的な労働であった立位での商品販売等の業務を基準に当てはめると、被災者は3.5ないし4.25METSの強度の仕事をしてきたことになる。 ・NYHAⅡの患者が8時間の継続的な仕事をすることは、耐容能の60%未満（3.6METS）であることが望ましいとされていることからすると、被災者の労働は、その強度において基準を超えていることになる。 ・また、NYHAⅡ基準に基づく運動の規制は継続8時間を限度と考えるべきであるところ、被災者は本件災害前1か月に1日30分から2時間半の間で、合計33時間の時間外労働をしており、特に発症前11日間（うち2日間は休日）を見ると、2日間（1時間ずつ）を除き毎日1時間半から2時間半の時間外労働をしていることが認められ、これは心不全の患者であり心臓機能に障害がある被災者にとってはかなりの過重労働であったと推認できる。 ・被控訴人の心機能は、長年にわたる甲状腺機能亢進症等によるものであるが、当該疾病の入院治療が終了した平成9年以降、平成12年12月までは特に慢性心不全も悪化することなく経過してきていることからすると、致死性不整脈による死と言う結果は、過重業務による疲労ないしストレスの蓄積から自然的悪化を超えて発生したものと認められるため、業務上災害と認めるのが相当。 					
B18	<ul style="list-style-type: none"> ・発症時43歳 男性 ・疾病 くも膜下出血（平成13年5月9日発症） ・職種 空調機の製造作業 ・経過 <ul style="list-style-type: none"> 岡山地裁 国敗訴●（平成20年12月18日） 広島高裁 国敗訴●（平成23年3月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症高血圧 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前11か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 32時間57分 発症前2か月 22時間20分 発症前3か月 48時間53分 発症前4か月 100時間14分 発症前5か月 68時間48分 発症前6か月 109時間01分 発症前7か月 90時間55分 発症前8か月 63時間25分 発症前9か月 55時間24分 発症前10か月 104時間06分 発症前11か月 80時間51分 （発症前4か月～発症前11か月の月平均時間外労働時間数） 84時間06分 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的緊張を伴う業務 被災者の業務は、手指を負傷する危険があり、作業に支障が生じないように正確に切断しなければならず、神経を集中する必要がある。業務によって相当程度の精神的な負荷がかかっていたと認められる。 被災者は、職場長の地位にあり、その業務は、相当程度の精神的負荷をもたらしたものと推認される。 ・身体的負荷 被災者の作業は、足、腰、膝および腕などに大きな負担がかかる重労働であって、業務によって大きな肉体的負荷がかかっていたと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は、発症前11か月間、肉体的精神的負荷の重い繁忙な部署での業務に従事し、本件疾病の発症11か月前から4か月前までの8か月間は特に、継続的に長時間の時間外労働を含む労働を行っており、この間に慢性疲労の状態に陥るほど疲労の蓄積を来し、その後の業務も相当の負荷を伴うものであり、疲労が継続していたものであって、その業務は、業務中の血圧上昇等を通じ、脳血管疾患の一種である脳動脈瘤の発生及びその増悪に著しい影響を及ぼすべきものであったといえることができる。 ・他方、被災者の脳動脈瘤が、発症当時、自然の経過によって、一過性の血圧上昇があれば、直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたと認めるに足りる根拠はなく、他に確たる増悪要因を見いだすこともできない。 ・そうすると、被災者が発症前に従事した業務による過重な精神的・肉体的負荷が、被災者の脳動脈瘤をその自然の経過を超えて増悪させ、このため本件疾病の発症に至ったとみるのが相当である。 			○	4か月前～11か月前継続的に長時間の時間外労働（当該期間の平均月84時間06分）	精神的緊張 身体的負荷

9 「その他」を争点とした裁判例

注【(※)】：裁判所の実事認定

番号	原告（被災者）等	基礎疾患等（※）	労働時間等（※）	労働時間外の負荷要因（※）	裁判所の判断（要約）	異常な出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以外																					
B21	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時37歳 男性 ・疾病 致死性不整脈による心停止（平成23年9月27日発症） ・職種 車の内装組付作業 ・経過 <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地裁 国勝訴○（平成28年3月16日） 名古屋高裁 国敗訴●（平成29年2月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査上ブルガタ症候群の所見 ・うつ病 ・喫煙習慣（1日15本以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ●発症前6か月間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定期間</th> <th>時間外労働時間数</th> <th>月平均時間外労働時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発症前1か月</td> <td>8時間48分</td> <td>4時間43分</td> </tr> <tr> <td>発症前2か月</td> <td>5時間38分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前3か月</td> <td>4時間45分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前4か月</td> <td>6時間33分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前5か月</td> <td>6時間00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症前6か月</td> <td>6分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 更に加算すべき時間外労働時間が存することを考慮すべき 	算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数	発症前1か月	8時間48分	4時間43分	発症前2か月	5時間38分		発症前3か月	4時間45分		発症前4か月	6時間33分		発症前5か月	6時間00分		発症前6か月	6分		<ul style="list-style-type: none"> ・その他 <ul style="list-style-type: none"> うつ病による早期覚醒により発症前1か月は1日5時間程度の睡眠が確保できない状態にあったこと（うつ病に罹患していない労働者が100時間を超える時間外労働をしたのに匹敵する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は少なくとも8時間48分であり、この時間外労働時間数だけでも脳心臓疾患に対する影響が発現する程度の過重な労働負荷であることができ、加えて、被災者が休憩時間が確保できていなかった時間があること、終業時刻後に時間外労働をしていた時間が存在すること等を考慮すると、更に過重性の程度が大きかったものと認められる。 ・更に、被災者はうつ病による早期覚醒の症状が加わって、更に睡眠時間が減少し、発症前1か月は1日5時間程度の睡眠が確保できない状態にあったことは明らかである。すなわち、被災者は発症前1か月間において、うつ病に罹患していない労働者が100時間を超える時間外労働をしたのに匹敵する過重な労働を負荷を受けたものと認められる。 ・また、この睡眠時間の減少がうつ病患者に特有の早期覚醒の症状に起因しているとしても、うつ病に罹患していたことで通常業務を遂行できなかったという事実は認められないことから、うつ病に罹患していたことにより相当因果関係が否定されるものではなく、被災者が過重な時間外労働の負荷が主要な要因となって心停止に至ったものである以上、その余の要因が通常の労働者が平均的に保有している基礎疾患か、あるいは医学的意味での心疾患の基礎疾患に含まれるものかといった事柄は相当因果関係の有無の判断に影響するものではない。 ・なお、被災者にはブルガタ症候群の所見が認められるが、被災者の心電図検査ではそのブルガタ症候群が自然経過より突然死を発症するような身体的病変であったとは認められず、実際にブルガタ症候群によって通常業務が遂行できなかったという事実は認められない。 ・認定基準はこれを満たせば確実に労災と認定し得る目安を示したものと評価すべきであり、業務起因性の有無は業務と疾病との間に相当因果関係が認められるか否かによって判断されるものであるため、認定基準を満たさないことが業務起因性を肯定する余地がないことまでを意味するものではない。 ・そうすると、被災者が心停止によって死亡したことについて、業務起因性を肯定することができ、控訴人の労災保険法に基づく遺族補償給付等の請求は、その支給要件を満たしているものと認められる。 			○	85時間 48分 (1か月)	その他
算定期間	時間外労働時間数	月平均時間外労働時間数																													
発症前1か月	8時間48分	4時間43分																													
発症前2か月	5時間38分																														
発症前3か月	4時間45分																														
発症前4か月	6時間33分																														
発症前5か月	6時間00分																														
発症前6か月	6分																														